

これまでの提言の実施状況について (報告)

平成30年5月31日

教育再生実行会議

これまでの提言の実施状況について（報告）

1. はじめに

教育再生実行会議では、平成25年1月の発足以来、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくために、これまで十次にわたる提言をとりまとめてきました。これらの提言を受け、いじめ問題等への対応（第一次提言）、教育委員会制度改革（第二次提言）、大学ガバナンス改革（第三次提言）、小中一貫教育の制度化（第五次提言）、専門職大学・短期大学の制度化（第五次提言）、教師の養成・採用・研修の一体改革（第七次提言）、給付型奨学金の創設（第九次提言）等に関する法律改正が行われたことをはじめとして、法令改正や予算事業化といった形で、教育再生の実現に向けた取組が進められています。また、教育再生実行会議の提言を契機として、政府の他の会議においても、幼児教育・高等教育の無償化、高等教育改革、社会人の学び直しなどのテーマが議論され、大きな成果を挙げてきたように、教育再生実行会議のこれまでの提言が政府全体の教育再生に関する取組を力強くリードしています。このように、教育再生実行会議が教育再生の中核的役割を果たしてきたことは間違ひありません。

しかしながら、教育再生を実現するためには、法令改正や予算事業化をして終わりではなく、提言の理念が教育現場に浸透し、提言に基づく制度や施策が本来の狙い通り有効に機能することが重要であり、また、それには一定の時間を要します。その一方で、我が国の将来を担う人材を育成するためには、スピーディーかつ確実に提言の理念を実行に移すことが重要です。このため、教育再生実行会議では、提言を踏まえた取組の状況を継続的にフォローアップしています。

本会議では、昨年12月より、これまでの提言事項全てについて取組の進捗を網羅的に確認する¹とともに、これらの提言事項の中で、既に実行に移されているものの、現在の状況を踏まえてさらに取組を進めることが期待される重要な事項を選定し、これらの事項については、会議での審議に加えて、小中学校や大学への実地視察を行うことにより、その取組状況をフォローアップしました。

国、地方公共団体、学校等の関係者におかれては、本報告を踏まえ、教育再生の実行に向けた取組をさらに推進していくべく、必要な措置を講じていくことを期待します。また、教育再生実行会議としても、本報告を踏まえて引き続き、教育の再生を実行に移していくための検討を進めてまいります。

¹ 「これまでの提言の取組状況」を参照。

(参考) 提言に基づき既に法律改正が行われた事項

提言事項	提言を受けた法律改正
いじめ問題等への対応（第一次提言）	いじめ防止対策推進法 (平成 25 年 6 月 21 日成立、平成 25 年 9 月 28 日施行)
教育委員会制度改革（第二次提言）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年 6 月 13 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)
大学のガバナンス改革（第三次提言）	学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律 (平成 26 年 6 月 20 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)
小中一貫教育の制度化（第五次提言）	学校教育法等の一部を改正する法律 (平成 27 年 6 月 17 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)
教師の養成・採用・研修の一体改革 (第五次、第七次提言)	教育公務員特例法等の一部を改正する法律 (平成 28 年 11 月 18 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)
学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）の努力義務化及び地域学校協働活動の推進（第六次提言）	義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 29 年 3 月 27 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)
大学の教育研究力強化に向けた「指定国立大学法人制度」（第三次提言）	国立大学法人法の一部を改正する法律 (平成 28 年 5 月 12 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)
実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設（第五次提言）	学校教育法の一部を改正する法律 (平成 29 年 5 月 24 日成立、平成 31 年 4 月 1 日施行予定)
給付型奨学金の創設（第九次提言）	独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律 (平成 29 年 3 月 31 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)
障害のある児童生徒や日本語能力に課題のある児童生徒への特別の指導を担当する教職員の基礎定数化（第九次提言） 「不登校特例校」及び「夜間中学」の設置の促進（第九次提言）	義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 29 年 3 月 27 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)

2. 提言の「実行」に向け、特に取組の進捗状況を注視する必要のある重要事項

いずれの提言事項を受けた取組についてもフォローアップが必要ですが、特に取組の推進が期待される7つの重要事項に関して、これまでの取組の概要と今後の取組が期待される事項を以下のとおりまとめました。

① いじめ問題等への対応、教育委員会制度改革（第一次、第二次提言関連）

第一次提言を受け、「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行され、平成29年3月には、施行後3年見直し規定を受け、国の基本方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されました。また、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正が行われ、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から検定教科書を導入して「特別の教科 道徳」を実施する等、提言を受けた取組が着実に進められています。

また、第二次提言を受け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行され、教育委員長と教育長を一本化し、責任体制を明確化するとともに、教育長の任命責任を首長が直接負うこととする等、抜本的な改革が行われたところです。総合教育会議の設置により、多くの地方公共団体において首長と教育委員会との連携が進んでいるとの評価もされています。

これらの取組が進められていることについては評価できますが、提言の趣旨を完全に実行するためには、今後とも次のような取組を着実に実施する必要があります。

- いじめ防止対策推進法施行後も、いじめが関係しているとみられる子供の自殺は起きていることから、全ての学校現場での意識改革、取組の徹底に不断に取り組むこと。
- 学校における「特別の教科 道徳」の着実な実施を通じて、児童生徒の命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むこと。
- 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等で大きな成果を挙げている地方公共団体を対象として、国が中心となって、成果の要因等について調査・研究を行い、その結果や取組事例を他の地方公共団体に共有すること。
- 総合教育会議の活性化をはじめとして、首長と教育委員会との連携に関する地方公共団体ごとに差が見られるとの指摘もあり、教育委員会制度がその改革の趣旨に則って運用されているかどうか、首長と教育委員会の連携強化を図るために設けられた首長主宰の総合教育会議の在り方等について引き続き状況を確認するとともに、優れた取組を行う地方公共団体の事例を取り上げ、他の地方公共団体に対して優良事例として共有すること。

【取組例～東京都三鷹市～】

- 三鷹市ではコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱とし、「地域と

ともに協働する教育」及び「小・中一貫した質の高い学校教育」を推進。近年、不登校数が継続的に減少しており、H15 年には 2.66 あった中学生の不登校出現率が、H28 年には 0.31 まで低下（東京都の 10 分の 1 の規模）。学力に関しても、小学校 5・6 年生の国語、算数、中 1・2 年生の国語、数学、英語で向上が見られる。

② 学習指導要領の円滑な実施等に向けた指導体制の構築（チーム学校の実現）、教師の資質向上（第七次、第九次、第十次提言関連）

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申を踏まえ、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、学習指導要領の改訂が行われました。新学習指導要領では、第七次提言も踏まえ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を重視しています。小学校は 2020 年度から、中学校は 2021 年度から、そして高等学校は 2022 年度から新学習指導要領の全面実施が予定されており、その円滑な実施に向けて指導体制も整備していく必要があります。

これまで、指導体制の充実について、障害に応じた特別の指導や外国人児童生徒等への指導を担当する教師などを基礎定数化とともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の職務を法令上規定するなどの取組を進めてきました。

また、教師の資質向上についても、これまでの提言や、文部科学省「次世代の学校・地域」創生プラン等に沿って、教育公務員特例法等の一部が改正され、平成 29 年 4 月より、教師の養成を担う大学と採用後の教師の資質向上を担う教育委員会等が「協議会」を設け、文部科学大臣が策定する指針を参照した上で、任命権者が教師の資質の向上に関する「指標」を策定し、それを踏まえた「教員研修計画」を策定するなどの新たな制度が施行されました。

こうした成果を認識しつつも、今後は新学習指導要領の円滑な実施、そして教育に携わる教師などの「現場力」向上のために、次の取組を着実に実施する必要があります。

- 新学習指導要領の円滑な実施を進めるとともに、教師の持ち時間数の削減等の業務の見直しを図りつつ、学校の指導・事務体制の効果的な強化等を推進すること。
- 外国語や ICT の教育に関して、特別免許状の一層の活用等により、教えられる人材をより一層柔軟に確保できるような仕組みを検討すること。
- いじめ対策や不登校支援等として大変効果的である²ことから、原則として、スクールカウンセラーについては、全公立小中学校、スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区への配置を進め、それ以降は、配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すこと。
- 制度改正を含めた教師の資質向上に関するこれまでの改革が着実に実行されるように、国は地方公共団体と綿密に連携を取り、適切にフォローアップを行うこと。
- 将来学校管理職としての役割を担うことが想定される者を対象として、学校経営に関し

て学ぶ機会を充実させること。

- 教員養成課程を持つ各大学は、教育普及活動を行う学会等の団体の協力も得つつ、新学習指導要領の全面実施に向けた養成の体制を整えること。
- 学校現場におけるICTの活用を推し進めるあまり、教師の授業準備への負担を増加させたり、教師が自ら学ぶ姿勢を失わせたりすることが無いよう、国、地方公共団体、学校は、教師のICT活用能力の育成に資するための研修の充実を図ること。

【取組例～大阪府箕面市～】

- 箕面市では、スクールカウンセラーに加え、平成17年よりスクールソーシャルワーカー及び生徒指導専任教員の配置を実施。これら専門スタッフの配置日数の拡充以降、暴力行為に伴う措置数、不登校児童生徒数、いじめられたと感じている子どもの数が減少傾向にある。（出典：第41回教育再生実行会議 倉田委員提出資料）

③ 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方（第四次提言関連）

日本の学校教育全体に影響を与える重要な課題である高大接続改革については、第四次提言を受けた中央教育審議会での検討を経て、「高大接続システム改革会議」の「最終報告」（平成28年3月）を踏まえ、「高校生のための学びの基礎診断」実施方針、「大学入学共通テスト」実施方針及び「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」が平成29年7月に策定されました。今後は、2018年度の「高校生のための学びの基礎診断」の運用開始、2020年度の「大学入学共通テスト」の円滑な実施に向けた取組を着実に進めるとともに、国民の理解を深めながら、次の取組を実施する必要があります。

- 平成29年7月に発表された「高大接続改革の実施方針」では、高校生の学びの基礎診断の結果の入試等への活用、大学入学共通テストのCBT方式の導入や複数回受検などの点について引き続き検討課題とされているが、提言の趣旨を見失うことのないよう、これらの点について実現するべく取組を進めること。
- 大学は、大学入学時に受け入れる学生に求める質の管理のみならず、学生が大学での学修を通じて身に付けた能力を評価し、大学卒業時の質の管理を徹底すること。
- 生徒の学習履歴やボランティア活動等の活動履歴を効率的に管理し、生徒の進学や就職に活用できるような仕組みについて検討を進めること。

【取組例～東京都市大学～】

² 取組例（大阪府箕面市）を参照。

- 東京都市大学では、卒業までに学生が身に付けた学修成果を客観的に社会に提示することを目的として、3つのポリシーの一体的見直しを行い、卒業時の到達レベルの能力指標の定義化を実施。
- さらに、次の段階として、学修成果の可視化の方法とそれを取りまとめた「ディプロマサブリメント」³の開発に着手。

④ 日本の「知」を牽引すべき大学の教育研究力の強化と社会人の学び直し（第三次、第五次、第六次提言関連）

大学の教育研究力の強化に向けては、第三次提言において、平成25年から平成29年までの5年間を「大学改革実行集中期間」と位置付け、大学教育等の在り方について包括的に提言したことを受け、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するための学校教育法等の改正（副学長の権限拡充、教授会の役割の明確化、国立大学の学長選考の基準の策定・選考結果等の公表等について規定等）をはじめとした施策が進められてきたほか、世界最高水準の教育研究活動の展開に向けた「指定国立大学法人制度」の創設や、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設に係る法改正が行われました。特に、新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学については、平成31年度からの制度施行に向けて、必要な準備が進められています。

このように、教育再生実行会議の提言が、近年の大学改革に関する取組をリードする役割を果たしており、また、提言を受けた取組の成果が徐々に現れてきています。例えば、ほぼ全ての大学が、教授会の位置付けや学長の権限について明確化するため、内部規定の見直しなどの具体的な取組を実施済みであることに加え、全ての国立大学が「学長に求められる資質・能力」、「学長選考の手続き・方法」に関する具体的な事項を盛り込んだ学長選考の基準を策定・公表しています。さらに、一部の大学では、部局長の選考について、各部局からの情報や候補者推薦等を踏まえて学長が指名することとするなどの取組が実施されています。

これまでも様々な改革が進められてきましたが、大学は国民の知の基盤であるとともに、イノベーションを創出し国際競争力を高める原動力であり、引き続き、グローバルに競う大学の重点強化と未来の産業・社会を支えるフロンティア形成の促進に向け、次の取組を実施する必要があります。

- 学校教育法及び国立大学法人法の改正以降、国立大学における学長選考では、約半数の国立大学において、意向投票を実施しない若しくは意向投票の結果と異なる形で学長候補者が選考されており、徐々に改革が進んでいることから、引き続き、国立大学は法の

³ 東京都市大学においては、これを、学生自身に関する情報、学位の情報、履修履歴、課外活動履歴等の定性的な情報に加え、リテラシー基礎力やコンピテンシー基礎力、語学力等の定量的な情報を示すものとしている。

趣旨を踏まえた取組を一層進めること。

- 大学は、その運営に多様な意見を取り入れるために、付与される権限に応じた責任の在り方に留意しつつ、外部人材の積極的な活用を図ること。
- 大学改革の取組の中には、長期間に渡り、一人の学長の任期を超えて取り組むべきものも存在するため、学長の交代を機として進めてきた改革が頓挫することが無いよう、大学は、中長期ビジョンを学内の共通理解を得ながら学内外に示していく等、大学改革の取組を継続できるような措置を講じること。
- 大学は、大学運営の一層の改善に向けて、各会議体や委員会の整理・合理化や、事務職員が教員と対等な立場で大学運営に参加する「教職協働」を各大学が進めること。
- 大学教育を改革していくためには、各教員が個々の講義の質向上に努めるとともに、科目ごとのつながりを十分に持たせるなど⁴、全学的なカリキュラム編成が重要であり、大学は、教育に携わる教員間の連携を強めることや、カリキュラム編成を主導するような部署を設置することなどの体制整備を図ること。
- グローバル化を推進する大学は、自校の学生を海外の大学等に送り出すだけでなく、自らが世界のハブとなるための取組を進め、国はその取組を支援する枠組みについて検討すること。また、アジア諸国をはじめ世界各国の優秀な学生を日本の大学に呼び込めるような魅力ある教育環境を整備すること。
- 学生が大学で学んだ専門知識を社会で生かすためには、専攻分野についての専門性を高めるだけではなく、教養教育等を通じて、幅広い教養や柔軟な発想を身に付け、高い公共性・倫理性を保持することが必要であることから、大学は、こうした能力を育む必要性について十分認識した上で、適切なカリキュラム編成を行うこと。
- 大学に責任をもって教育改革に取り組ませるためにも、国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のためのメリハリを強化し、適切な措置を図りつつ、多様な財務基盤を確保するよう引き続き取り組むこと。
- 大学教員が研究や教育に専念できるよう、多様な外部資金を活用し、研究支援人材の育成・確保や学内事務手続きの効率化等、研究・教育支援体制の整備を進めること。
- 大学は、社会人の学び直しの機会を提供するとともに、企業や地方公共団体に対しての研修機会の提供等、産・官と連携した取組についても充実を図ること。
- 女性が出産、育児等のライフイベントを経た後でも、円滑に仕事に復帰出来るような学び直しの機会の提供及び意識改革を進めること。

【取組例～東京工業大学～】

- 東京工業大学では、学長のビジョンや大学の経営方針を共有し、その職責を果たすにふさわしい人材を選考するために、平成27年度から部局長の選考について、従来の教

⁴ 例えば、ある講義を受講する場合にはその前提として、別の基礎的な講義を受講済みであることを条件とする等。

授会主導による選考を止め、学長が指名することとするなどの取組を実施。

- 以前は学長裁量分を除き、各部局に教員ポストが配分されていたが、平成27年度より教員ポストを全学で管理・運用。個々の教員選考について、最終的に人事委員会（役員会と同じ構成員）が採否を決定。
- 「学院」⁵が提供する理工系専門知識と、「リベラルアーツ研究教育院」⁶が提供する教養教育の両輪で、志のある人材育成を目指している。特に、初年次教育では、ゲストスピーカーによる講義と少人数のグループディスカッションやプレゼンテーションを組み合わせた「東工大立志プロジェクト」を必修としている。

【取組例～上智学院⁷～】

- 上智学院では学院全体の中長期計画である「グランド・レイアウト2.0」(2014～2023)に沿って改革を進めており、同レイアウトの7つの重点目標の一つに「持続的発展と教育・研究の基盤の整備・充実」としてガバナンス改革を掲げている。
- 上智大学では、2016年より学長選考を新たな方式で実施。具体的には、「大学構成員」の意見聴取のために2つの調査を実施するとともに、理事会が候補者選考へ適切に関与し、学長任命にかかる理事会の権限・責任を明確化。また、学長任期を3年から4年へ延長。
- その他にも、副学長を3名から5名へ増員、学部長は複数の候補者から学長が選考する仕組みとするなど、学長、副学長の権限を明確化。また、学長の業績評価に関する委員会を設置。
- 同大学は、グローバル社会の縮図としての「グローバルキャンパス」として、76カ国1593名の留学生、21カ国の外国籍教員（教員全体の約16%）が在籍。また、世界に展開する「グローバルキャンパス」として、海外の326大学と連携するほか、スタディツアーやグローバルインターンシップ、海外有力大学院への特別進学制度等を実施。

⑤ 新たな時代を見据えたICT活用による教育の革新と理工系人材の育成（第三次、第七次提言関連）

今時改訂された新学習指導要領では、情報モラルを含む情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けるとともに、小学校におけるプログラミング教育の必修化等、新たな時代を見据えた教育の在り方について明記しています。こうした次世代の学校教育を実現するためには、学校のICT環境整備が急務であり、これまで進めてきた環境整備に関する

⁵ 東京工業大学では、平成28年度に学部と大学院を統一した「学院」を創設。「学院」では、学士課程と修士課程、修士課程と博士後期課程の教育カリキュラムを継ぎ目なく設計し、学士課程から博士後期課程までのシームレスな教育を提供。

⁶ 東京工業大学では、学士課程から博士課程の合計9年間にわたって学生にリベラルアーツ教育を行う「リベラルアーツ研究教育院」を創設。

⁷ 上智学院は、上智大学、短期大学部、社会福祉専門学校、中学・高等学校（4校）から構成。

取組を更に加速させていく必要があります。

また、第三次提言で述べられているように、社会を牽引するイノベーションを創出するためにには、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備え、新たな付加価値を生み出していく理工系人材の育成が必要です。特に近年、IoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能などの新たなテクノロジーの登場によって、これまでに無い革新的なビジネスやサービスが次々と生み出されているところであり、こうしたテクノロジーを活用して「Society 5.0」をリードし、更なるイノベーションを起こすことが出来る優秀な人材を育成していくことが重要です。

このように、新たな時代を見据えた学校教育、人材育成を推進していくためには、次の取組を実施する必要があります。

- 昨今のSNSに関連した事件等を踏まえ、児童生徒への情報モラル教育を充実させること。
- 教育のICT化を推進するために、学校種間で大きな差異が生じないようにICT環境の整備を進めるとともに、デジタル教材などのコンテンツの充実に係る取組を加速させること。
- タブレットなどの教育用ICT端末を用いた教育活動がその効果を十分に發揮できるようするため、一人一台端末の実現に向けた取組を進めること。
- 教科の学習に加えて、教員研修や校務を含めた幅広い場面でICTを使用する機会が増加していることに鑑み、ICTの専門家として教師をサポートするICT支援員などの各学校への配置が進むよう、国としての取組を充実させること。
- 国及び大学は、地方公共団体等とも連携しつつ、理工系に進学する女性の割合の向上に努める⁸とともに、女性研究者が出産などのライフイベントを経験してからも引き続き教育・研究の第一線で活躍できるような環境整備を進めること。

【取組例～東京都板橋区～】

- 板橋区立赤塚第二中学校では、「主体的な学び」を探究する教育実践校を目指し、福井大学教職大学院との連携協力の下、教科センター方式¹⁰によるICT機器を活用した教育を推進。平成26年から「板橋区ICT授業研究実証実験校」及び「板橋区指導力向上研究推進校」に指定。
- 板橋区としても、区の重点教育施策の一つに「安全・安心な教育の推進と学校環境の整備」を掲げており、その中の重要な取組として、ICT機器とデジタル教材の導入による教

⁸ 文部科学省が実施した「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（平成29年度）によれば、ICT活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合は、平成23年：22.2%→平成28年：40.6%と大幅に上昇している。

⁹ 文部科学省「学校基本統計」（平成29年度）によれば、自然科学系の分野別の大学入学者に占める女性割合については、平成21年度以降増加傾向にあるが、平成28年度時点で保健（63.9%）、農学（45.1%）である一方、理学（28.8%）、工学（15.1%）と、理学と工学の数値が相対的に低い。

¹⁰ 教科ごとに割り当てられた教室に、教科メディアスペース、教員・教材スペースを組合せてユニットを構成する授業運営の方式。

育環境の改善と、教員 ICT 研修による授業改善の取組を支援。学校への ICT 機器の導入に合わせて「ICT 支援員」を派遣し、学校への訪問サポートや各種研修を実施。

⑥ 子供の自己肯定感を高める教育の実現に向けた学校・家庭・地域の教育力の向上、学校における働き方改革のための運営体制の強化（第十次提言関連）

学校が抱える課題が複雑化・多様化している状況の中、困難な課題を解決していくためには、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に信頼される学校づくりを進めていく必要があります。第六次提言で述べられた教育機関を核とした地域活性化の重要性を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び社会教育法が改正、平成 29 年 4 月に施行され、保護者・地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会制度（当該制度を導入した学校を「コミュニティ・スクール」という。）を全ての学校で導入することを目指し、教育委員会に対してその導入が努力義務化されるとともに、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備が行われました。

また、第十次提言で指摘された、教師の負担軽減や長時間勤務の是正等を含む教師の働き方改革については、平成 29 年 7 月より中央教育審議会初等中等教育分科会に「学校における働き方改革特別部会」において議論が進められ、同年 12 月に「中間まとめ」が公表され、学校・教師が担う業務の明確化・適正化等について整理されたところですが、同部会では、引き続き議論が行われています。

このように提言を受けた取組が着実に進められているところですが、引き続き次の取組を実施していくことが必要です。

- 全公立学校における学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）が努力義務化されたことや、地域学校協働活動に関する連携協力体制の整備等について規定が整備されたことなどを踏まえ、コミュニティ・スクールの導入をより一層推進するとともに、地域学校協働活動を全国的に推進すること。
- 学校・家庭・地域が改めて家庭学習の重要性を認識するとともに、児童生徒が学習習慣を身に付けることができるような取組を進めること。
- 各地方公共団体において、様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が確実に行われるよう、文部科学省及び厚生労働省は、第十次提言の趣旨を踏まえ、引き続き連携して取組を進めていくこと。
- 子供たちの学びをより一層充実させるために、ボランティアなどの地域人材や、学校と地域の実情をよく理解した NPO 等と学校との連携・協働に関する優良事例の共有を推進すること。
- ICT の活用や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善など新学習指導要領の円滑な実施のため、教師が、授業など、児童生徒と向き合うことのできる時間をより一層

確保できるようにすること。

- 職員室のICT化、外部人材の活用、外部人材の質の確保など、教師の授業以外の業務負担を軽減するための取組や検討を進めること。
- 教師の多忙化の一因としても指摘されている部活動について、部活動指導員の配置促進や地域のスポーツ団体との連携促進、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立って、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めること。
- 子どもたちの自己肯定感を高めていくために、引き続き多世代交流や異年齢交流等を推進するとともに、様々な体験活動の充実に取り組むこと。

【取組例～東京都三鷹市～】

- 三鷹市ではコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱とし、「地域とともに協働する教育」及び「小・中一貫した質の高い学校教育」を推進。7つの中学校毎に校区を構成し、小・中一貫教育を実施している。また、コミュニティ・スクールを通じて、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画し、子供や学校の課題を共有し、改善を図ることで学校の信頼を高めるとともに、地域学校協働活動を推進している。
- 具体的には、例えば以下の取組を進めている。
 - 地域のボランティアや団体等が教育活動に参画し、学習支援の他、防災教育、スマートフォン使用の家庭でのルール作り等を実施。
 - 既存の小中学校を維持しながら、教育目標や教育課程を一貫させ、9年間のカリキュラムを作成。小・中学校の教師合同の学園研究や相互乗り入れ授業、小学校高学年での一部教科担任制等を導入。

【取組例～千葉県南房総市～】

- 南房総市では、地域・家庭とともに歩む学校を目指し、子供たちの学びや成長を支えるため、地域や家庭との連携を促進。夏季学習講座、放課後学習教室、土曜スクール等の地域学校協働活動の推進に関する事業は、地域の学習塾の協力も得つつ実施。
- 就学前の教育及び福祉を一体のものとして捉え、一貫して提供する体制を構築。また、福祉部局を教育委員会に一元化し、情報の一元化及び対応の一貫化・継続化を図っている。具体的には、発達障害、虐待、不登校等の早期発見・早期対応が促進されている。

⑦ 教育投資の充実及び教育財源の確保（第八次提言関連）

第八次提言で優先して取り組むべき教育投資として挙げられた「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」及び「高等教育段階における教育費負担軽減」に関しては、これまで低所得

の多子世帯などの幼児教育保護者負担軽減（第2子の無償化）や給付型奨学金の創設のほか、大学等奨学金事業の充実や授業料減免の充実等が実行に移されました。

また、同提言が、教育投資の充実、教育財源確保の必要性や具体的方策について指摘したことにより、教育投資の重要性についての社会的関心を高めるきっかけとなりました。こうした中、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日）が策定され、これに基づき、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる財源を活用し、引き上げを前提として、人材への投資の抜本的な拡充が行われる予定です。具体的には、

- (1) 幼児教育の無償化に関しては、広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、子ども子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の扱いについては、公平性や保育の必要性の観点から、検討する。
- (2) 高等教育の負担軽減については、低所得世帯に限定して、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。

などの内容が盛り込まれています。

こうした内容を踏まえ、今後は、引き続き次の取組を実施していくことが必要です。

- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日）を踏まえ、消費税率10%への引き上げを前提に、国民の理解を得ながら、幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減などの取組を着実に進めること。

これまでの提言の実施状況について
(報告)

参考資料

これまでの提言の取組状況

目 次

- 第一次提言「いじめの問題等への対応について」(平成25年2月26日)を受けた取組
 - 第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」(平成25年4月15日)を受けた取組
 - 第三次提言「これからの中等教育等の在り方について」(平成25年5月28日)を受けた取組
 - 第四次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(平成25年10月31日)を受けた取組
 - 第五次提言「今後の学制等の在り方について」(平成26年7月3日)を受けた取組
 - 第六次提言「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(平成27年3月4日)を受けた取組
 - 第七次提言「これからの中等教育等の在り方について」(平成27年5月14日)を受けた取組
 - 第八次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」(平成27年7月8日)を受けた取組
 - 第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」(平成28年5月20日)を受けた取組
 - 第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」(平成29年6月1日)を受けた取組
- (※)「取組状況」は、特に注記しているものを除き、文部科学省の施策。

第一次提言 「いじめ問題への対応について」 (平成25年2月26日) を受けた取組

1. 道徳教育の充実

提言の内容

- 道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化。
- 全ての教員が習得できる心に届く指導方法を開発し、普及することや、道徳教育のリーダーシップを執れる教員を育成することなどを通じて、教員の指導力向上に取り組む。

取組状況	課題・今後の予定
○道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成・配布（「心のノート」の全面改訂） (平成26年2月14日)	○「特別の教科 道徳」は、小学校は平成30年度から全面実施が始まり、中学校は平成31年度から全面実施されるところ、小学校における全面実施に伴い、指導や評価等の改善を図っていく。また、中学校における全面実施に向けた準備を加速化する。 <ul style="list-style-type: none">・「道徳教育アーカイブ」のコンテンツの充実・改訂の趣旨の周知・徹底・問題解決的な学習や体験的な学習等多様な指導方法等の充実・普及の促進
○道徳に係る学習指導要領の一部改訂等（平成27年3月27日） 【主なポイント】 <ul style="list-style-type: none">・道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付ける・目標を明確で理解しやすいものに改善・道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善・多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善・「特別の教科 道徳」に検定教科書を導入・一人一人の良さを伸ばし、成長を促すための評価に改善	○教科書については、平成28年度に小学校用の検定を実施し、平成30年度から使用開始。中学校用については平成29年度に検定を実施し、平成31年度から使用開始予定。
○「道徳教育の評価等の在り方に関する専門家会議」 報告書とりまとめ ・報告書の趣旨を各都道府県・政令市教育委員会等へ通知（平成28年7月29日）。 【報告書の主なポイント】 <ul style="list-style-type: none">・数値による評価ではなく、記述式とすること・個々の内容項目ではなく、大くくりなまとまりと踏まえた評価とすること・一人一人の成長を積極的に受け止めて認め、励ます評価として行うこと・調査書に記載したり、入試に活用したりしないこと	○検定教科書の導入に伴い、冊子による「私たちの道徳」の作成・配布は終了するが、文部科学省ホームページには引き続き掲載。
○道徳教育の質的転換に向けた様々な取組 ・各地域の道徳教育の指導者となる教員に対する研修を毎年度実施	等

2. いじめ対策

提言の内容

- いじめに対峙していくための基本的な理念を明示し、いじめを予防、発見し、その態様に応じた対策を探る体制を整備するための法律の制定。
- 学校において、養護教諭を含めた教職員等によって迅速に対応できる相談体制を整備。
- 学校及び教育委員会は、家庭や地域社会、警察その他の関係機関との連携協力体制を整備することによって、いじめを予防するとともに、日頃から関係者との信頼関係の構築に努める。
- 国及び教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を一層促進。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進法」 (平成25年6月28日公布、同年9月28日施行) ○「いじめの防止等のための基本的な方針」策定・改定 (平成25年10月11日 (平成29年3月14日最終改定)) ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」策定 (平成29年3月14日) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法の施行後3年見直し規定を受けて、国の「いじめ防止対策協議会」において「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」を平成28年11月2日に取りまとめ。 ・「議論のとりまとめ」を踏まえて、学校におけるいじめへの組織的な対応を徹底させることや、重大事態に関する調査を適切に実施することを促すため、「基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行った。 ○「いじめ対策・不登校支援等推進事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省ではいじめを積極的に認知するよう通知等で指導助言しており、平成28年度のいじめの認知件数は323,143件（前年度より98,011件増加）。児童・生徒1,000人当たりの認知件数の都道府県間の差は、平成25年度の83.2倍から19.4倍へと縮まったが、なお大きな差があることは課題。 ○法施行後もいじめが関係しているとみられる子供の自殺が起きており、各学校現場の意識改革、取組の徹底が引き続き課題。 ○今後は、積極的な認知を更に進め、認知に係る都道府県間の差を是正するとともに、法に基づく学校の基本方針や組織が実効的に機能するよう、文部科学省の職員を各地の教育委員会に派遣し説明会を実施するなどの取組を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ○「スクールカウンセラー等活用事業」 (※9次提言項目37参照) ○「スクールソーシャルワーカー活用事業」 (※9次提言項目37参照) 	

3. 体罰禁止の徹底と部活動指導ガイドラインの策定①

提言の内容

- 国及び教育委員会は、学校での懲戒として認められる対応と体罰の区別を明確に示すとともに、関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底。
- 体罰による指導に陥らないよう、特に部活動において体罰の根絶を目指し、国は、子どもの自発的行動を促す部活動指導のガイドラインを策定。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○懲戒と体罰の区別の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月23日付けで「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」を発出し、体罰禁止の徹底を図るとともに、児童生徒に対する体罰の実態把握を依頼。 ・同年3月13日付けで「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」を発出し、懲戒及び体罰に関する解釈・運用を示すとともに、体罰の防止と組織的な指導体制の必要性等を通知。 ・同年8月9日付けで「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」を発出し、同年1月23日付けで依頼した体罰の実態把握の結果を通知するとともに、体罰の未然防止、徹底した実態把握及び早期対応、再発防止の徹底を依頼。 ○「運動部活動での指導のガイドライン」作成 (平成25年5月) <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動について、今後の各中学校、高等学校での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理した「運動部活動での指導のガイドライン」を平成25年5月に作成し、各中学校及び高等学校に配付したほか、各大学及び短期大学に周知するとともに、ホームページにて掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度の体罰の発生件数は838件、平成24年度(6,694件)に比べれば減少しているものの、学校現場において今なお体罰が発生していることは課題。 ○引き続き、教育委員会や学校における研修の促進、参考事例の紹介、体罰根絶に向けた取組を実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度の中学校、高等学校の部活動における体罰発生件数は、詳細な実態調査を行った平成24年度の2,022件から195件に激減しているが、根絶には至っておらず、引き続き指導者の質の向上が必要。 ○当該ガイドラインについて、毎年、各都道府県教育委員会等に対し発出する「学校における体育活動中の事故防止等について(通知)」において周知。

3. 体罰禁止の徹底と部活動指導ガイドラインの策定②

提言の内容

- 国及び教育委員会は、部活動指導者の養成や教員研修において、体罰の禁止とともに、コーチングや各種のメンタルトレーニングなど、体罰や不適切な指導によらない適切な指導方法を学べるよう徹底。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○高等学校文化部活動指導者養成事業</p> <ul style="list-style-type: none">◆「文化部活動事例集」作成（平成26年度より）<ul style="list-style-type: none">・文化部活動における外部指導者等が効果的に指導する事例を収集し、全国の高等学校に提供。◆文化部活動指導者に対する研修会の実施（平成26年度より）<ul style="list-style-type: none">・高等学校における文化部活動の更なる充実を図るために、部活動の指導者である顧問教員が適切な運営や指導の方法を見つけるための研修会を実施。	<p>○今後もより多くの事例の収集に努め、紹介していくため、平成30年度以降も実施する予定。</p> <p>○文化部活動指導者の更なる資質向上のため、平成30年度以降も実施する予定。</p>

第二次提言 「教育委員会制度等の在り方について」 (平成25年4月15日) を受けた取組

4. 地方教育行政の権限と責任の明確化

提言の内容

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。
- 教育委員会は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闇達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行う。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題を踏まえ、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正し、教育委員長と教育長を一本化し、責任体制を明確化するとともに、教育長の任命責任については、首長が直接負うこととするなど、抜本的な改革を行ったところ。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成26年7月17日付けで「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」を発出し、法改正の趣旨の周知及び関係規定の整備等の適切な事務処理を依頼。・平成27年より「新教育委員会制度への移行に関する調査」を実施し、新教育委員会制度への移行状況を把握。また、調査結果の公表の際に、「新教育委員会制度への移行に関する調査」と「教育委員会の現状に関する調査」の結果に係る留意事項について（通知）」を発出し、各地方公共団体における円滑な制度移行に資するよう情報提供するとともに、適切な運営が図られるよう留意事項を周知。	<p>○新教育委員会制度への移行状況等を継続的に調査し、必要に応じ、各教育委員会に対し新教育委員会制度の趣旨も踏まえた指導・助言等を引き続き、行っていく。</p> <p>【新教育委員会制度への移行状況】 (平成29年9月1日)</p> <ul style="list-style-type: none">・新教育長の任命を行った都道府県・指定都市は約95.5%、市町村は約80.0%。・総合教育会議は、都道府県・指定都市で100%、市町村で99.8%が開催済み。・大綱は、都道府県・指定都市で100%、市町村で97.2%が策定済み。 <p>※新教育長への移行は平成27年4月1日の施行日から4年以内。</p>

第三次提言 「これからの大規模教育等の在り方について」 (平成25年5月28日) を受けた取組

5. 大学の国際競争力強化①

提言の内容

- 外国人教員の積極採用や、海外大学との連携、英語による授業のみで卒業可能な学位課程の拡充など、国際化を断行する大学（「スーパーグローバル大学」（仮称））を重点的に支援。国際共同研究等の充実を図り、今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上をランクインさせるなど国際的存在感を高める。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○スーパーグローバル大学創成支援（平成26年度より実施） (平成30年度予算額：4,000百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的に、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対して、重点支援を行う。 	<p>○各大学に共通した成果指標の各項目において進捗が見られるが、語学力基準を満たす学生数の割合等の指標はより一層の進捗が期待される。 【成果指標の例】 <ul style="list-style-type: none"> 外国人教員等比率（5月1日現在） H25:27.6%⇒H29:33.0% シラバスの英語化割合（5月1日現在） H25:11.8%⇒H29:38.2% ナンバリング実施割合（5月1日現在） H25:11.2%⇒H29:78.3% 語学力基準を満たす学生数の割合 H25:13.9%⇒H28:18.4% </p> <p>○H29年度に実施した中間評価結果を踏まえ、各大学における適切かつ効果的な取組の実施と抽出されたグッドプラクティスの共有化を進める。</p> <p>○現在は、Times Higher Education 「World University Rankings 2018」では100位以内に2校、QS 「World University Rankings 2018」では100位以内に5校がランクインしている状況（「日本再興戦略2013」では、「今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校に入る。」というKPIをたてている。）。</p> <p>○引き続き大学の国際化を推進するとともに、教育力・研究力を向上させるための継続的な取組やそれを支える財政基盤を確立することが必要。</p>

5. 大学の国際競争力強化②

提言の内容

- 海外のトップクラスの大学の教育ユニット（教育プログラム、教員等）の丸ごと誘致による日本の大学との学科・学部・大学院の共同設置や、ジョイント・ディグリーの提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○指定国立大学法人制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年5月に国立大学法人法を改正し、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき、大学運営を行うこととする、「指定国立大学法人制度」を創設した。平成29年6月30日に、国立大学法人東北大、国立大学法人東京大、国立大学法人京都大の3法人を、平成30年3月20日に、国立大学法人東京工業大、国立大学法人名古屋大の2法人を指定。 	<p>○指定国立大学法人が、国際的な競争環境の中で世界の有力大学と伍していくとともに、社会や経済の発展に貢献できる成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果たせるよう、必要に応じて支援。</p>
<p>○ジョイントディグリー</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の大学等と外国の大学等が共同で単一の学位記を授与するジョイント・ディグリー（以下JD）を実現するため、平成26年11月に大学設置基準等の改正を行い、我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して編成する教育課程（国際連携教育課程）や、当該教育課程を編成する学科等の新設に際しての専任教員数等について特例を設けた。 JDについて、我が国と相手国大学における教育課程編成の制度の相違から、我が国における単位認定等の観点で当該相手国大学とのJDの編成に支障を来たす事案が生じていることから、平成28年4月に所要の法改正を行い、JDにおいて入学前の既修得単位の認定は認めないとする規定について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要があると認められる場合はこの限りでないとする例外規定を設けた。 	<p>○本制度が適正に運用されるよう、各大学からの相談に応じて指導・助言。</p>

6. 意欲と能力のある全ての学生の留学実現と優秀な外国人留学生の戦略的な受け入れ①

提言の内容

- 国は、企業や個人等との協力による給付型奨学金等を含めた留学費用の支援のため新たな仕組みを、寄附促進の仕組みも含め創設。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○大学等の留学生交流の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運を醸成するとともに、官と民が協力した新たな海外留学支援制度による留学経費の負担軽減及び質の向上を図る。 <p>【国費による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学等の海外留学支援制度 (平成30年度予算額：81億円) <p>【民間資金による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支援企業・団体228社・団体（平成30年3月19日現在） 2020年までの寄附見込額：116.8億円 ・第1期～第8期 3,506人の学生を採用し、順次海外留学開始 第9期 平成30年6月中下旬に採否結果通知予定 ・地域人材コース採択地域実績：23地域 ※地域の産学官が主体となり、「地域の活性化に貢献し、地域に定着するグローバル人材」の育成を目的として行う事業。 ・高校生コース(第1～3期)1,315人を採用し、順次留学開始 ※(第4期)平成30年5月中下旬に採否結果通知予定 	<p>○日本人留学生数は平成16年の82,945人をピークに減少傾向であり、最新の数値（平成27年度）では、54,676人となった。</p> <p>（資料）OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局「ユネスコ文化統計年鑑」、IIE「Open Doors」等より文部科学省作成</p> <p>○一方、大学等が把握する日本人学生の海外留学者数は増加傾向であり、最新の数値（平成28年度）では、96,641人となった。</p> <p>（資料）「協定等に事づく日本人学生留学状況調査」（（独）日本学生支援機構）</p> <p>○「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」については、2020年までに10,000人を海外へ派遣することを予定している。</p> <p>○2020年までに日本人留学生を6万人から12万人に倍増させるよう、引き続き、取組を実施。</p>

6. 意欲と能力のある全ての学生の留学実現と優秀な外国人留学生の戦略的な受け入れ②

提言の内容

- 優秀な外国人留学生の戦略的な受け入れ拡大のため、国、大学等は、ワンストップで留学を可能とする海外拠点を整備し、入学手続の共通化・簡略化を含め、渡日せずに入学許可や奨学金の支給決定をする仕組みを構築。
- 優秀な外国人留学生の日本企業への就職支援を充実・強化。
- 重点地域・分野の設定など国費留学生制度等を抜本的に見直し支援を強化。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○優秀な外国人留学生の戦略的な受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な外国人留学生を積極的かつ戦略的に受け入れていくことは、内なる国際化や我が国の成長に活かすために重要であり、そのために外国人留学生の国内企業への就職促進、奨学金の戦略的な活用等により、日本留学の魅力を高めることが必要である。 <p>【外国人留学生奨学金制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> (平成30年度予算額：231億円) <ul style="list-style-type: none"> ・国費外国人留学生制度、留学生受け入れ促進プログラム 等 <p>【留学生就職促進プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> (平成30年度予算額：3.6億円) <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人材の我が国企業への就職の拡大」に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「日本語能力」「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する。 <p>【日本留学海外拠点連携推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※「留学コーディネーター配置事業」を拡充し、名称変更 (平成29年度予算額：1.2億円、平成30年度予算額：3.1億円) <ul style="list-style-type: none"> ・日本留学海外拠点を設置し、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制を実現する。 	<p>○外国人留学生数は増加傾向であり、最新の数値（平成29年5月1日現在）では、267,042人（188,384人）となった。</p> <p>※大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、準備教育課程における外国人留学生数。（ ）内は高等教育機関に在籍する留学生数で内数。</p> <p>（資料）「外国人留学生在籍状況調査」（（独）日本学生支援機構）</p> <p>○2020年までに外国人留学生の受け入れを30万人に倍増させるよう（「留学生30万に計画」の実現）、引き続き、取組を実施。</p>

7. 初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境整備①

提言の内容

- 小学校の英語学習の抜本的拡充や中学校における英語による英語授業の実施、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について、学習指導要領の改訂も視野に入れ検討。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○学習指導要領の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における英語教育の抜本強化や中・高等学校における英語教育の高度化などを図る「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表(平成25年12月13日)。 ・同計画を受けて、「英語教育の在り方に関する有識者会議」を設置し、「今後の英語教育の改善・充実方策について（報告）」として審議を取りまとめ(平成26年9月26日)。 ・同報告書も踏まえ、中央教育審議会において、「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を取りまとめ(平成28年12月21日)。小・中・高等学校一貫した学びを重視して目標を設定すること、小学校中学年で「外国語活動」（年間35単位時間）を、高学年で「外国語科」（年間70単位時間）を導入すること、中学校で授業を外国語で行うことを基本とすること、高等学校で科目構成を見直すこと、などを提言。 ・答申に基づき、小・中学校学習指導要領を改訂(平成29年3月31日)、高等学校学習指導要領を改訂（平成30年3月30日）。 	<p>○新学習指導要領は、小学校で2020年度、中学校で2021年度より全面実施。高等学校で2022年度より年次進行により実施。</p> <p>○小・中学校は、平成30年度より移行期間に入り、小学校中・高学年の外国語活動において、各学年15単位時間ずつを追加して指導。</p>
<p>○新たな外国語教育を実現するための条件整備</p> <p>◆「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」 (平成30年度予算額:737百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新小学校学習指導要領に対応した教材整備。 ・生徒・教員の英語力に係る英語教育改善プランや英語教育実施状況調査の結果を都道府県等別に公表するとともに、各県の取組支援によりPDCAサイクルを促進。 ・教員採用の改善に関する通知において、専門性を考慮した採用を行うよう各教育委員会に促すなど、教員の採用・養成・研修の一体的な改善に向けた取組を実施。 ・専科指導の充実、外部人材の活用（※5次提言項目16、10次提言項目43参照） 	<p>○新学習指導要領の円滑な実施に向けて、改訂の趣旨を丁寧に伝達するとともに、教師の業務負担にも配慮しながら英語指導力を向上させるための支援を継続するなど、着実に条件整備を行う。</p>

7. 初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境整備②

提言の内容

- グローバル・リーダーを育成する先進的な高校（「スーパーグローバルハイスクール」）を指定し、外国語、特に英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を支援。
- 国際バカロレア認定校について、一部日本語によるディプロマ・プログラムの開発・導入を進め、大幅な増加を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○「スーパーグローバルハイスクール」(平成26年度より実施) (平成30年度予算額:843百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高校等を指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践。 ・取組普及のため、高校生が英語で発信する一般公開の「SGH全国高校生フォーラム」を開催。 <p>[実績]</p> <p>平成29年度全指定校：123校 (内訳) 平成26年度指定校：56校 平成27年度指定校：56校、 平成28年度指定校：11校</p>	<p>○取組改善のため、中間評価を平成29年度までに112校に対して実施し、平成30年度には、11校（平成28年度指定校）に対して実施予定。</p> <p>○今後、事業の成果検証に向けた検討を行う。</p>
○国際バカロレアの推進（※7次提言項目33参照）	

8. 日本文化の世界への発信

提言の内容

○日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信するという意識をもってグローバル化に対応するため、初等中等教育及び高等教育を通じて、国語教育や我が国の伝統・文化についての理解を深める取組を充実。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○「文化芸術による子供の育成事業」（平成26年度より実施） (平成30年度予算額：5,274百万円) <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育期間中の子供たちに対し、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供。 ○「伝統文化親子教室事業」（平成26年度より実施） (平成30年度予算額：1,269百万円) <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが親とともに、伝統文化・生活文化等を体験・修得できる機会を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年度までに、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。 ○地方公共団体と連携するなど、体験機会の充実を図るため、引き続き推進。
<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導要領の改訂（平成29年3月公示） (国語教育や伝統文化に関する学習の充実について) <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領（平成29年3月告示）においては、我が国の言語文化に関する学習の改善・充実などにより、国語教育の一層の充実を図るとともに、各教科等において、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年度（小学校）、2021年度（中学校）に全面実施となる新学習指導要領を踏まえ、引き続き、国語教育や我が国の伝統や文化に関する教育の充実に向けた取組の推進を図る。

9. イノベーション創出のための教育・研究環境づくり①

提言の内容

○10~20年後を見据えて必要となる理工系人材の分野や構成、求められる能力等について、大学等、産業界、行政が共有し、それぞれの責任と役割を踏まえた戦略的な育成を図るための「理工系人材育成戦略」を策定。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○理工系人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に「理工系人材育成戦略」を策定し、同戦略に基づいて産学官が理工系人材の育成に協働して取り組むため、文部科学省と経済産業省において「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」を同年5月に共同で設置した。同会議において、産学官それぞれにおける役割や具体的な対応を検討し、平成28年8月に「理工系人材育成に関する産学官行動計画」を取りまとめた。本計画を踏まえ大学関係者による協議体（大学協議体）を設立（平成29年12月）するとともに、同協議体と産業界との意見交換を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 【行動計画のポイント】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業界のニーズと高等教育のマッチング方策、専門教育の充実 2. 産業界における博士人材の活躍の促進方策 3. 理工系人材の裾野拡大、初等中等教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年度の進捗評価を行い、必要に応じて実践と計画の改善充実を図ることとしており、平成29年度のフォローアップにおいては、好事例の横展開を促進。
<ul style="list-style-type: none"> ○工学系教育改革 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月に「大学における工学系教育の在り方に関する検討委員会」が取りまとめた「大学における工学系教育の在り方について（中間まとめ）」の内容を踏まえ、工学系教育改革の実現に向けて重点的に講すべき施策の具体的な制度設計等について、平成30年3月に「工学系教育改革制度設計等に関する懇談会」にて取りまとめた。 <ul style="list-style-type: none"> 【取りまとめのポイント】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 学科・専攻定員設定の柔軟化と学位プログラムの積極的な導入 2. 学部段階における工学基礎教育の強化 3. 学部・大学院連結教育プログラムの構築（メジャー・マイナー制及びダブルメジャー制の導入） 4. 産業界との教員人事交流促進等を含めた連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学設置基準等の改正をできる限り速やかに実施し、平成31年度からの本格実施を目指す。

9. イノベーション創出のための教育・研究環境づくり②

提言の内容

- 産学が一体となって新産業の創出を図るため、研究開発の事業化やこれを目的とした投資会社及び大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能とするなど、制度面の整備を行う。
- 大学の多様な先端的基礎研究への支援を充実。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○産業競争力強化法による制度改革</p> <ul style="list-style-type: none">・平成25年に成立した産業競争力強化法において、国立大学法人等が一定の要件を満たしたベンチャー支援会社等への出資を可能とする制度改革を措置。	<p>○国立大学自らが、世界最高水準の独創的な研究開発に挑戦し、その成果を新産業の創出までつなげていけるよう、必要に応じて支援。</p>
<p>○先端的基礎研究への支援</p> <ul style="list-style-type: none">・中長期的視点に立ち、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す学術研究・基礎研究の振興を図るため、科学研究費助成事業による独創的で質の高い多様な学術研究の支援や、世界最高水準の成果を生み出すための戦略的な基礎研究の支援等を実施。	

10. 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能強化

提言の内容

- 大学は、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブラーニング）、双方向の授業展開など教育方法の質的転換を図る。また、学生の学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、教育課程の体系化、組織的教育の確立など全学的教学マネジメントの改善を図る。国は、こうした取組を行う大学を重点的に支援。
- 教員養成大学・学部については、量的整備から質的充実への転換を図る観点から、各大学の実態を踏まえつつ、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換、組織編制の抜本的な見直し・強化を強力に推進。
- 大学・専門学校等が、地域の人材育成ニーズに応え、地域に貢献できるよう、地方公共団体や地域の産業界等との連携協力や、実践的な教育プログラムの提供などの取組を国が支援。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○大学教育再生加速プログラム（平成26年度より実施） (平成30年度予算額：1,190百万円)</p> <ul style="list-style-type: none">・入口から出口まで質保証の伴った大学教育を実現するため、アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、入試改革・高大接続、長期学外学修プログラム、卒業時における質保証の取組の強化のテーマに先導的に取り組む77の大学等の取組を支援。	<p>○平成26年度事業採択校の全学生のうち、アクティブラーニングを取り入れた授業科目を履修する学生の割合が、平成25年度の81%から、平成27年度には93%に向上。今後は平成31年度に95%を目指す。</p>
<p>○「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」 (平成29年8月とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none">・国立教員養成大学・学部等について、実際の学校現場における教育活動と教育学を融合できる大学教員を確実に増やすこと、教員養成カリキュラムの不断の改善等、現在の課題に対する対応策を提言。	<p>○有識者会議報告書を踏まえた各大学における取組内容の進捗を確認するとともに、好事例を公表し、大学における改革を加速化する。</p>
<p>○「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（※6次提言項目26参照）</p>	

11. 大学のガバナンス改革

提言の内容

○国や大学は、学長が全学的なリーダーシップをとれる体制の整備を進める。学長の選考方法等の在り方も検討する。また、教授会の役割を明確化するとともに、部局長の職務や理事会・役員会の機能の見直し、監事の業務監査機能の強化等について、学校教育法等の法令改正の検討や学内規定の見直しも含め、抜本的なガバナンス改革を行う。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」 (平成26年6月27日公布、平成27年4月1日施行)</p> <p>・大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図る。</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none">・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる・教授会は、教育研究に関する事項について審議し、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にある・国立大学法人の学長選考会議は学長選考の基準を定める 等	○引き続き、必要に応じて各大学に対して指導・助言。
<p>○「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」及び「内部規則の総点検・見直しの実施について（事務連絡）」発出 (平成26年8月29日)</p> <p>・改正法施行期日の平成27年4月1日までに、法令改正について周知するとともに、改正を踏まえた、各大学の内部規則の総点検・見直し等を要請。</p>	
<p>○大学における内部規則等の総点検・見直し結果についての調査を行い、その結果を公表（平成27年8月）</p> <p>【調査結果の概要】</p> <p>学校教育法関係部分については、法令改正を受けて、募集停止大学を除き、該当する全ての大学で内部規則等の規定の改正などの具体的な取組を実施済み。また、国立大学法人法関係部分については、全ての国立大学（86校）において、学長選考の基準として、「学長に求められる資質・能力」「学長選考の手続・方法」に関する具体的な事項が盛り込まれ、又は次期学長選考の開始までに盛り込まれる予定。</p>	

第四次提言 「高等学校教育と大学教育との接続・ 大学入学者選抜の在り方について」 (平成25年10月31日) を受けた取組

12. 高等学校教育の質の向上

提言の内容

- 基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等について、高等学校において共通に身に付けるべき目標を明確化する。学校は、生徒に対し、主体的に学習に取り組み、生涯にわたって学ぶ基礎となる力、社会の一員として参画し貢献する規範意識等の基礎的能力を確実に育成する。
- 基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、各学校における指導改善や生徒の学習改善にいかすための新たな試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル）（仮称））を創設する。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○ 教育課程の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校の新しい学習指導要領について、平成28年12月の中央教育審議会答申に基づき改訂を行い、平成30年3月に公示。子供たちの知識の理解の質を高め、AI（人工知能）の進化など急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力を育てるこをを目指している。 	<p>○ 高等学校新学習指導要領については、2022年度から年次進行で実施予定。</p>
<p>○ 学習・指導方法の改善と教師の指導力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を目指し、（独）教職員支援機構に設置された次世代型教育推進センターにおいて「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」を実施し、授業実践事例や研修プログラムモデルを公表するなど、学校現場に対する支援策を講じている。また、オンラインによる「校内研修シリーズ」の発信など研修機会の提供に努めている。 ・ 教師の養成・採用・研修を通じた育成支援（※7次提言34参照） 	<p>○ （独）教職員支援機構においては、次世代教育推進セミナーの開催などを通し、引き続き、実践事例等の成果の普及を図る。</p>
<p>○ 多面的な評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年3月に「高校生のための学びの基礎診断」制度（高校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組み）を創設し、多様な民間の試験等（測定ツール）の開発・提供、その利活用を促進。それにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進。 ・ 中教審答申を受け、「キャリア・パスポート（仮称）」の策定・活用方法等について平成29年度から調査研究事業を実施している。 ・ 学習指導要領の改訂に伴う学習評価の在り方について、中央教育審議会に「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」を設置し、検討を行っている。 ・ 平成29年10月に「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」を策定・公表した。 	<p>○ 平成30年度から本制度の運用を開始（※）し、平成31年度から本格的に利活用開始。 ※ 6月末申請締切、7～9月頃審査、10～11月頃認定・情報提供。学校や教育委員会等において選択・利活用について検討し、次年度の年間指導計画等に反映。以後毎年度同様。</p>

13. 大学の人材育成機能の強化

提言の内容

- 大学は、教育課程の点検・改善を行い、学生の学びへの意欲を喚起するための教育内容や教育方法の改善に取り組むとともに、厳格な成績評価・卒業認定等を行っていくことで、学生の学修時間を増加させる。
- 大学の認証評価において、教育の質の向上を図る取組や学修成果を重視する仕組みを整備するなど、教育の質保証を徹底する。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○ 三つの方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教育の質的変換を図るために、三つの方針（①卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、②教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、③入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー））の一体的な策定・公表の義務化（中央教育審議会において審議し、平成28年3月31日に関連省令を公布。平成29年4月1日から施行。） ・ 三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインを策定（中央教育審議会において審議し、平成28年3月31日に策定。） 	<p>○ 平成29年度より三つの方針の一体的な策定・公表が義務化され各大学で取り組まれている。</p> <p>○ 他方で、三つの方針に基づく大学教育の質向上に向けたPDCAサイクルを適切に機能させるためには、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定（可視化）し、教育手法の見直し等に適切に活用することが必要。</p> <p>○ 現在、中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革WGにおいて大学における情報公開及び学修成果の可視化について議論を行っているところ。</p>
<p>○ 認証評価制度の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」（平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行）により、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）に関することについては、重点的に認証評価を行うものとしている。 	<p>○ 平成30年4月1日以降、各認証評価機関において、内部質保証を重視した大学評価基準等に基づく認証評価が行われる。</p>

14. 大学入学者選抜の改革①

提言の内容

- 国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル）（仮称））を導入し、各大学の判断で利用可能とする。
- 大学入学者選抜は、各大学のアドミッションポリシーに基づき、能力・意欲・適性や活動歴を多面的・総合的に評価・判定するものに転換。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○大学入学者選抜改革</p> <ul style="list-style-type: none">・平成25年10月の教育再生実行会議第4次提言、平成26年12月の中央教育審議会答申、平成28年3月の高大接続システム改革会議「最終報告」等を踏まえ、平成29年7月に、大学入試センター試験に代わる新たな共通テストである「大学入学共通テスト」実施方針の策定、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」の決定を行うなど大学入学者選抜の改善に取り組んでいる。	
<p>◆大学入学共通テスト</p> <ul style="list-style-type: none">・大学入試センター試験に代わる「大学入学共通テスト」については、専門家や大学・高校関係団体等関係者の意見も踏まえ、平成29年7月に記述式問題の導入や民間の資格・検定試験を活用した英語4技能評価を盛り込んだ「大学入学共通テスト実施方針」を策定・公表。2020年度からの着実な実施に向け、大学入試センターで平成29年11月と平成30年2月に試行調査（プレテスト）を実施し、検証を行った。また、活用する資格・検定試験について、大学入試センターが参加要件を定めて確認し、平成30年3月にその結果を公表した。	<p>○今後は、実施方針に基づき、平成30年11月に試験の実施運営も含めた総合的な検証を行うため、試行調査（プレテスト）を実施するなど2020年度からの着実な実施に向けて取り組む。</p>
<p>◆個別入学者選抜改革</p> <ul style="list-style-type: none">・個別大学の入学者選抜について新たなルールを設定することにより、AO入試、推薦入試において小論文、プレゼンテーション、教科・科目に係るテスト、共通テスト等による学力の評価を必須化するとともに、合格発表時期等の後ろ倒しや調査書の記載内容も改善することとした。また、学力の3要素を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換を推進するため、平成28年度より、各大学の大学入学者選抜改革を推進するための先進的な評価手法の研究・開発に取り組むとともに、基盤的経費において、個別大学の入学者選抜改革等の取組を支援している。	<p>○引き続き個別大学の入学者選抜改革等の取組について支援するとともに、開発した評価手法を平成31年度以降、全国の大学等に発信し、各大学の入学者選抜の改革を推進する。また、調査書の電子化について検討を進める。</p>

14. 大学入学者選抜の改革②

提言の内容

- 大学は、入学者選抜において国際バカロレア資格及びその成績の積極的な活用を図る。国は、そのために必要な支援を行うとともに、各大学の判断による活用を促進する。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○国際バカロレアの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・平成26年3月実施の国際バカロレア機構との共催の国際バカロレア大学入試セミナー、平成29年8月実施の大学関係者向けグローバル人材の入学者選抜に関する説明会等を通じて、入学者選抜における国際バカロレア資格及びその成績の積極的な活用の普及を促進している。	<p>○現時点では大学入学者選抜における国際バカロレアの活用は十分でなく、引き続き、機会を捉えて取組を実施。</p>

第五次提言 「今後の学制等の在り方について」 (平成26年7月3日) を受けた取組

15. 幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等

提言の内容

- 幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。
- 子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、待遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。
- 幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。
- 小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行なうインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討。
- 義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○ 幼児教育の充実<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園教育要領の改訂（※第5次提言項目16参照）・ 子ども・子育て支援新制度における環境整備の実施（※第8次提言項目35参照）・ 幼児教育の無償化（※第8次提言項目35参照）	
<ul style="list-style-type: none">○ 学校外の教育機会の位置付け等の検討<ul style="list-style-type: none">◆ フリースクールに関する検討（※第9次提言項目37参照）◆ インターナショナルスクールに関する検討<ul style="list-style-type: none">・ 平成27年7月、各都道府県に対し、通知（「インターナショナルスクール等の外国人学校の各種学校設置認可等の促進について（依頼）」）を発出し、インターナショナルスクール等の外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可の促進に向けて、地域の実情に応じ、校地・校舎の所有要件をはじめとする基準について更なる弾力的な取扱いの検討を要請。	<ul style="list-style-type: none">○ 今後も引き続き、外国人子弟に対する教育環境の充実に努める。
○ 夜間中学の設置促進（※第9次提言項目37参照）	

16. 学校段階間の連携、一貫教育の推進①

提言の内容

- 学校段階間の移行を円滑にする観点から、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、教育内容等を見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業等を推進する。
- 特に、今後、拡充が予定されている英語のほか、理科等の指導の充実のため、小学校における専科指導の推進を図る。
- コミュニティ・スクールの導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○学校間の連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成29年3月に幼稚園・小学校・中学校の、平成30年3月に高等学校の新たな学習指導要領等を公示。幼稚園教育要領では小学校教育との接続を意識した見直し等を行い、小・中・高等学校学習指導要領では、教育課程の編成にあたって学校段階等間の接続を図ることを規定した。幼稚園教育要領は、平成30年度から全面実施されている。	<ul style="list-style-type: none">○小・中学校学習指導要領については、移行期間を経て、2020年度から小学校が、2021年度から中学校が全面実施予定。○高等学校学習指導要領については2022年度から年次進行で実施予定。○新学習指導要領等の趣旨の周知・徹底や実施に向けた条件整備を進める。
<p>○専科教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・小学校専科指導に必要な教員の充実 (平成30年度予算: +1,000人) (義務教育費国庫負担金(平成30年度予算1,522,781百万円)の内数)	<ul style="list-style-type: none">○小学校における専科指導の充実のための教員の加配定数について、引き続き必要な改善を目指す。
○コミュニティ・スクールの導入の促進(※6次提言項目27参照)	

16. 学校段階間の連携、一貫教育の推進②

提言の内容

- 小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校(仮称)を制度化。
- 学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・検証。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○小中一貫教育等の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◆学校教育法の一部改正 (平成28年4月1日施行)<ul style="list-style-type: none">・平成26年12月の中央教育審議会答申等を踏まえ、学校教育法等の一部を改正し、小中一貫教育を行う新たな学校の種類「義務教育学校」を制度化した。◆「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」の作成・周知 (平成28年12月)◆小中一貫教育推進事業 (平成27年度より実施) (平成30年度予算額: 20百万円)<ul style="list-style-type: none">・小中一貫教育の導入に向けた先導的な取組に関する調査研究(委託事業)を実施。	<ul style="list-style-type: none">○「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」を引き続き周知。○「小中一貫教育推進事業」の実施で得られた好事例を周知するなどし、小中一貫教育の推進を図る。

16. 学校段階間の連携、一貫教育の推進③

提言の内容

- 学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○教育環境の充実</p> <p>◆公立学校施設整備費 (平成29年度補正予算額：662億円、平成30年度予算額：682億円) ・統廃合による施設整備を含め、教育環境の整備に取り組んでいる。</p> <p>◆統合校・小規模校への支援のための教職員定数の加配措置 (平成30年度予算：+50人) (義務教育費国庫負担金（平成30年度予算1,522,781百万円）の内数)</p> <p>◆「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の策定・周知 (平成27年1月)</p> <p>◆「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」 (平成30年度予算額：36百万円) ・統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するための調査研究（委託事業）を実施。</p>	<p>○統廃合による施設整備を含め、引き続き、教育環境の整備を推進。</p> <p>○統合校・小規模校への支援のための教職員の加配定数について、引き続き必要な改善を目指す。</p> <p>○「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を引き続き周知。</p> <p>○「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」を実施し、そこで得られた好事例の分析・発信を行う。</p>

17. 職業教育の充実、強化①

提言の内容

- 国及び地方公共団体は、卓越した職業教育を行う高等学校（専門高校）への支援を充実。
- 地方公共団体と学校、関係機関が連携し、中途退学者も含め、新たな挑戦に臨む進路変更希望者に対する転学、再修学や就職のための相談・支援を行う体制を構築。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○卓越した職業教育を行う高校等への支援</p> <p>◆「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」事業 (平成30年度予算額：149百万円) ・社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）を指定して実践研究を行う。</p>	<p>○実践研究の成果モデルを全国に普及し、専門高校全体の活性化を推進。</p>
<p>○進路変更希望者に対する転学、再就学、就職のための相談・支援体制の構築</p> <p>◆「補習等のための指導員等派遣事業」 (平成30年度予算額：4,776百万円の内数) ・上記事業等において、キャリア教育支援・就職支援を行うスタッフの配置を促進。</p> <p>◆「学びを通じたステップアップ支援促進事業」（※9次提言項目37参照）</p> <p>◆文部科学省及び厚生労働省の局長連名通知（※9次提言項目37参照）</p>	<p>○引き続き各都道府県教育委員会等に対し、就職支援を行う人材の配置を促す。</p>

17. 職業教育の充実、強化②

提言の内容

- 国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成を見直す。
- 国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○高等専門学校における教育内容の改善及び学科構成の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・(独) 国立高等専門学校機構の第3期中期目標等においては、地域のニーズ等を踏まえた学科及び専攻科の充実を行うこととしており、第3期中期目標期間(平成26~30年度)のうち、14校で学科の改組、10校で専攻科の改組を実施。・私立高等専門学校においては、平成27年度に1校、平成30年度に1校で学科の改組を実施。	<p>○平成31年度からの高等専門学校と大学の共同教育プログラム創設など、高等専門学校教育の高度化に取り組む。</p>
<p>○専門職大学等の制度化</p> <ul style="list-style-type: none">・大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける「学校教育法の一部を改正する法律」が平成29年5月に成立、平成31年4月1日施行。・専門職大学設置基準・専門職短期大学設置基準について中央教育審議会の答申を経て、平成29年9月に制定・公布。・大学設置基準等を改正し、既存の大学・短期大学における専門職学科を制度化(平成30年1月公布)。	<p>○平成29年11月に設置認可手続を受け付け、大学設置・学校法人審議会による審査の手続き(10ヶ月)を経て、平成31年度から開学予定。</p>

18. 高等教育機関における編入学等の柔軟化

提言の内容

- 大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和。
- 高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」(平成26年12月22日)</p> <ul style="list-style-type: none">・意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化①飛び入学者に対する高等学校卒業程度認定期制の創設②国際化に対応するための大学・大学院入学資格(12年又は16年課程修了)の拡大③高等学校等専攻科修了者の大学への編入学制度の創設	<p>○高校を中途退学して大学に飛び入学する者について、文部科学大臣が高校卒業程度を認定する制度の創設等に係る省令改正を平成30年度中に予定。</p>
<p>○「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成28年4月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none">・答申を踏まえ、一定の基準を満たす高等学校の専攻科の課程を修了した者の大学への編入学を可能とした。 <p>平成29年度編入学者数: 22名(平成29年度学校基本調査(速報値))</p>	
<p>○大学入学資格の拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・平成28年3月に学校教育法施行規則等を改正し、大学又は大学院の入学資格に関する、外国の学校教育における12年又は16年の課程の修了という要件の原則は維持しつつ、一定の要件を満たした場合には、外国の学校教育における12年又は16年に満たない課程を修了した者に対し、大学又は大学院の入学資格を付与することとした。平成28年12月に、ミャンマー連邦共和国のアッタラン・アスイン・ピンニヤーイエーの課程を指定。	<p>○留学生や帰国子女等の受け入れを一層促進する観点から、中教審において審議を進め、大学入学資格に係る告示を改正予定。</p>

19. 学制制度に応じた教師の免許、配置等の在り方

提言の内容

- 複数学校種の免許状の取得を促進するための要件の見直しなど教員免許制度の改革を行う。
- 小学校における専科指導のための教職員配置を充実。
- 特別免許状制度や特別非常勤講師制度の活用や、学校支援ボランティアの推進等により、学校の教育活動において、社会経験や専門的知識・技能の豊かな社会人、外国人指導者、文化・芸術・スポーツの指導者など多様な人材の積極的な登用を図る。
- 特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○複数学校種の免許状の創設及び促進</p> <ul style="list-style-type: none">・複数学校種の免許状取得推進については、教職経験に応じた免許状取得必要単位数を軽減する教育職員免許法施行規則の改正を平成28年3月に実施。	<p>○学校種横断的な免許状の創設については、必要性の一方、学生や大学の負担増等の課題が指摘されており、引き続き検討。</p>
<p>○教職員配置の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年度予算において、新学習指導要領における小学校外国語教育の授業時数増に対応し、質の高い英語教育を行うことのできる専科指導教員の確保のため、小学校専科指導に必要な教員の加配定数を計上。	<p>○小学校における専科指導の充実のための教員の加配定数について、引き続き必要な改善を目指す。</p>
<p>○特別免許状制度等の活用による外部人材の登用（※7次提言項目3参照）</p>	
<p>○特別支援学校免許状の取得の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・義務標準法を改正し、通級による指導を受ける児童生徒数に応じて教員の定数が確実に算定されるよう、基礎定数化。関連予算を平成29年度予算に計上。・特別支援学校免許状の保有率向上（※9次提言36参照）	<p>○通級による指導に係る基礎定数化は、加配定数で措置している現状よりも配置の割合を改善する内容となっており、この基礎定数化を10年間で着実に実施していく（現状：教員1人対児童生徒16.5人→1人対13人）</p>

20. 質の高い教師確保のための養成、採用、研修等の在り方①

提言の内容

- 教育実習の内容や期間、地方公共団体や学校による採用選考の時期や期間、初任者研修の内容や研修期間中の教職員定数の在り方等も含め、総合的な検討を行う。
- 大学は、質の高い教師を養成するため、実践型のカリキュラムへの転換、組織編成の抜本的な見直し・強化など、教員養成を担う学部や教職大学院の質的充実を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○教員の養成・採用・研修に係る総合的な検討</p> <ul style="list-style-type: none">・平成29年度教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業において、メンター制度の整備等を含む研修の一体的改革推進に係る委託調査を実施し、教育委員会や国立大学法人等とともに研修の充実を図っている。・平成29年度予算において、初任者研修に係る定数を含む加配定数の一部の基礎定数化を図ったところであり、これに必要な「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るために公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が平成29年3月に成立。・国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議を開催し、特に国立の教職大学院は、教職生活全体を通じた職能成長の支援や管理職養成コースの設定等の新たな役割を担うこと等について提言。・義務標準法を改正し、初任者研修を受ける教員数に応じて教員の定数が確実に算定されるよう、基礎定数化し、2026年度までの10年間で計画的に実施。・教職課程で学ぶ学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で活動を行うことを可能とするため、従来の教育実習に新たに「学校体験活動」を含むことができるよう、教育職員免許法施行規則の改正を平成29年11月に実施。	<p>○有識者会議報告書を踏まえた各大学における取組内容の進捗を確認するとともに、好事例を公表し、大学における改革を加速化する。</p>

20. 質の高い教師確保のための養成、採用、研修等の在り方②

提言の内容

- 学校経営を支える管理・事務体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの多様な専門職の配置や活用が進むよう、制度面・財政面の整備を行う。
- 国及び地方公共団体は、教師に対する社会からの信頼感や尊敬の念が醸成され、優秀な人材を教育現場に引き付けるため、いわゆる人材確保法の初心に立ち返り教師の待遇を確保する。
- 優れた教師に対する顕彰を行い、人事評価の結果を待遇等に反映するとともに、諸手当等の在り方を見直し、メリハリのある給与体系とするなどの改善を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職の配置や活用 <ul style="list-style-type: none"> ・SC・SSWの配置・活用（※9次提言37参照） ・平成29年度予算において、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、発達障害支援アドバイザーやST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の外部専門家の配置の補助事業を実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○教師の待遇の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・教師に優秀な人材を確保するため、人材確保法を踏まえ、一般の公務員より高い給与水準を維持。 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務状況を踏まえた待遇の在り方について、中教審で検討中。
<ul style="list-style-type: none"> ○教員顕彰、人事評価の結果の待遇等への反映、給与体系の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員及び教職員組織について、その功績を表彰する「全国優秀教員表彰事業」を毎年度実施。 ・各都道府県・指定都市教育委員会に対して、評価結果を人事、給与、優秀教職員表彰、研修機会の付与等に活用するよう促しており、通知においても、人事評価を活用した人事管理に一層努めるよう要請している。 ・メリハリある教員給与体系を推進するため、平成26年10月より、管理職手当の改善、部活動手当等の増額（2,400円→3,000円）を実施。さらに、平成30年1月より、部活動手当の増額（3,000円→3,600円）等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、「全国優秀教員顕彰事業」を実施するとともに、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、表彰に伴う措置として、昇給・昇任、特別な研修機会の付与など待遇に適切に反映するよう要請。 ○引き続き、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、人事評価を活用した人事管理に一層努めるよう要請。

第六次提言 「「学び続ける」社会、全員参加型社会、 地方創生を実現する教育の在り方について」 (平成27年3月4日) を受けた取組

21. 社会人の学びの推進①

提言の内容

- 大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築。
- 国、地方公共団体は、地域や産業界のニーズを踏まえて、専修学校などの教育訓練機関を活用した公的職業訓練を一層推進。
- アスリートの引退後のキャリア形成について企業等とのマッチングや職業能力育成のための研修などの取組への支援を行う。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実</p> <p>◆「職業実践力育成プログラム」(BP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定する制度を創設（平成30年4月現在222課程を認定）。 <p>◆「職業実践専門課程」制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等と密接に連携して、最新の実務の知識等を身につけられる実践的な職業教育に取り組む専修学校専門課程として文部科学大臣が認定した「職業実践専門課程」の活用を推進（平成25年度創設。平成30年2月現在954校、2,885学科を認定）。 <p>◆「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」 (平成30年度予算額：1,740百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専修学校の学び直し機能向上に向け、eラーニングの活用等による学び直し講座の開設を推進。 <p>◆「スポーツキャリアサポート戦略」事業（平成27年度より実施） (平成30年度予算額：45百万円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デュアルキャリア教育研修プログラムを作成・実施するとともに、JOCエリートアカデミー生に対する学習支援を実施。平成29年度から、アスリートの引退後のセカンドキャリアの充実に向けて、引退移行期のアスリートと企業等とのマッチングを支援。 ・平成28年度に、スポーツ団体、大学、企業、スポーツクラブ等の関係者が一体となってアスリートのキャリア形成を支援するコンソーシアムを設立。平成29年度から、コンソーシアムを運営し、アスリートのキャリア形成に関わる人材育成やプログラムの開発・提供等についてスポーツ団体、教育機関、企業、行政等の連携を促進。 	<p>○時間的制約のある社会人のニーズに応えるため、大学・専修学校等における社会人向け短期プログラムの大蔵認定制度の創設に向け検討中。</p> <p>○「デュアルキャリア」の考え方の下、教育研修プログラムの普及や、アスリートと企業等とのマッチング、コンソーシアムにおける関係団体の連携促進等を通じアスリートのキャリア形成支援を引き続き推進。</p>

21. 社会人の学びの推進②

提言の内容

- 大学等は、e-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進。特に、放送大学において、資格関連科目の増設や、オンライン授業科目の開設、スマートフォン等での視聴への対応等を行う。
- 大学、専修学校等で、社会人が産業界のニーズに対応した実践的・専門的な学びを行う際の受講料等の経済的支援を充実。
- 大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など個人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築。
- 社会人が学び続けやすい環境の整備や、社会経済の変化を踏まえた教育内容、方法の改善充実、就業支援等について、文部科学省と厚生労働省が中長期的視野で検討する場を設けるなど、教育行政と労働、福祉行政の一層の連携強化を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○学びやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構の無利子奨学金について、平成26年度に入学、転学部（科）、転学又は編入学する者から、以前に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合の再貸与を可能とした。 ・放送大学において、幼稚園教諭等の資格に関連する科目や、オンライン授業科目（平成29年度：26科目）を開設。放送大学のほぼ全てをスマートフォン等で視聴可能とした。 ・学習者がICT（情報通信技術）を活用し、様々な学習・活動履歴を適切に活かして、さらなる学習や活動につなげる仕組みについて、研究を進めているところ。 	<p>○説明会等を通じて大学等の奨学金事務担当部局等への周知を引き続き行っていく。</p>
<p>○教育行政と労働、福祉行政の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省の職業安定局長、職業能力開発局長を構成員とする会議を平成27年4月に設置。各年度の予算要求事項や政府計画等に向けた対応等を議題とし、これまでに課長級の幹事会を含め計7回開催。 	<p>○本会議を活用しつつ、引き続き、労働、福祉行政と連携・協力しながら、取組を進めていく。</p>

22. 女性の活躍支援

提言の内容

- 大学、専修学校、社会教育施設等は、女性のスキルアップと、職場復帰や再就職等を支援する実践的なプログラムの提供を推進。国は、そのようなカリキュラム開発を積極的に支援、促進。
- 子育てや介護に従事中の人人が安心して学び続けられるよう、放送大学等による、キャリア支援のためのカリキュラムを充実したり、子育て中の人のため、大学による子供の保育環境の整備を推進したりする。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○実践的なプログラムの提供推進、開発支援 ・大学等について（※6次提言項目21参照）</p> <p>・放送大学において、国立女性教育会館と連携し女性のキャリアアップに関するオンライン授業を開設している。</p>	
<p>○女性のニーズに応えるプログラム提供や大学等における保育環境の整備推進 ◆「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援」事業 (平成30年度予算額：37百万円)</p> <p>・平成29年度は、女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、地方公共団体や男女共同参画センター等の関係機関と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会を開催している。</p>	<p>○平成30年度は女性の学びのための環境整備とキャリア形成支援の仕組みづくりのモデル構築のための実証的な検証と普及を図る。</p>

23. 高齢者等の活躍支援

提言の内容

- 地方公共団体、社会教育施設、大学等は互いに連携し、高齢者の知識、経験を地域社会にいかすため、シニア層向けのプログラムの提供を推進する。
- 地域活動と運動した学習の仕組みづくりなどにより、人材のマッチングも含め、積極的な社会参画を促す仕組みを構築。
- ベテラン教師の優れた指導技術、知識、経験を学校現場で若手教師に継承するとともに、実験・実習や体験活動など多様な教育活動を充実し、学校の教育力の維持・向上を図るため、国、地方公共団体は、学校における退職教師の積極的な活用を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○退職後の地域での活躍のきっかけづくり、現役中から地域の活動に参画できる仕組みづくりの推進 ◆高齢者の社会参画等の促進 (平成30年度予算額：71百万円の内数)</p> <p>・地方公共団体担当者や高齢者の学習・社会参加に関わる団体関係者に加え、大学や企業等幅広い関係者の参画によるフォーラムを開催し、先導的な取組事例を紹介するとともに、パネルディスカッションやグループ討議等を実施し、得た知見やネットワークを地域の活動・支援等に還元する。</p> <p>◆地域学校協働活動（※10次提言項目42参照）</p>	<p>○フォーラムの成果の活用・普及をより効果的に行うため、各地域が共有する課題等の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」と連携を図りながら実施する予定。</p>
<p>○学校現場におけるベテラン教師から若手教師への指導技術等の継承、学校における退職教師の積極的な活用推進 ・定年退職者の再任用に関し、平成25年4月4日に「教育公務員の雇用と年金の接続に係る留意事項について」を各教育委員会に通知するとともに、毎年実施している教育委員会の管理主事を集めた研修講座においても当該通知の内容を周知。</p>	

24. 貧困家庭への支援①

提言の内容

- 国、地方公共団体は、夜間補充教室など地域の協力による放課後や土曜日等の学習支援の取組を支援、促進。
- 国、地方公共団体は、児童教育無償化の段階的推進、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金、大学等での無利子奨学金の拡充、所得連動返還型奨学金制度の導入、給付型奨学金の検討を含む奨学金の充実など、子供の成長段階に応じた教育費に係る経済的支援の更なる充実を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○ 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減 (※8次提言項目35参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育段階における給付型奨学金制度を本格的に実施したほか、低所得世帯の学生に係る成績基準を撤廃し、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を実現。 	
<p>○ 学校を貧困対策のプラットフォームとした子供の貧困対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貧困による教育格差の解消のための教員定数の加配措置 (平成30年度予算：+50人) (義務教育費国庫負担金（平成30年度予算額：1,522,781百万円）の内数) ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充（※9次提言項目37参照） 	<p>○ 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置について、引き続き必要な改善を目指す。</p>
<p>○ 地域の教育資源を活用した子供の貧困対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域未来塾」の充実（※10次提言項目42参照） ◆ 「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」の実施 (平成30年度予算額：86百万円) <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資源を活用した読書・学習機会の提供をはじめとする、困難を抱える親子が共に学び育つことを支援。 ◆ 地域における家庭教育支援基盤構築事業～家庭教育支援チーム強化促進プラン～【学校を核とした地域力強化プラン内】 (平成30年度予算額：73百万円) <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援チーム等による相談対応や情報提供等を推進。 	<p>○ 教育格差解消に向けた取組の促進は喫緊の課題であり、引き続き教育格差解消プランを実施する。</p>

24. 貧困家庭への支援②

提言の内容

- 国、地方公共団体は、貧困家庭の子供の適切な生活環境を確保するため、教育、福祉、労働行政が密接に連携しながら、地域人材等の協力も得て、保護者への学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくりなどの家庭教育への支援や、家庭の状況に応じた生活資金等の支援、子供の食生活や健康状態に対する援助、保護者に対する就労支援などの取組を一層推進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○ 平成27年4月より生活困窮者自立支援制度が開始されたことに関して、同制度担当者と教育委員会やスクールソーシャルワーカー、学校関係者の連携を進める文部科学省通知（「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について（通知）」）を発出。</p>	<p>○ 生活困窮者自立支援制度の施行後3年の見直しに関する議論も踏まえ、連携の在り方について検討。</p>
<p>○ 「教育・福祉の連携・協力推進会議」の開催（※10次提言項目41参照）</p>	

25. 地域を担う人材の育成①

提言の内容

- 学校は、郷土の先人、歴史、文化等を取り上げた様々な教材の活用や、地域を担う人材育成につながるキャリア教育等を含め、地域に誇りを持つ教育や地域貢献の意識を涵養する教育を充実。国は、各地域における優れた取組の普及を図り、地方公共団体は、地域に根ざした教材の開発等に努め、学校の取組を支援。
- 国、地方公共団体は、長期滞在型を含めた農山漁村体験活動を積極的に支援。
- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○「道徳教育アーカイブ」開設（平成29年5月） <ul style="list-style-type: none"> ・映像や資料等による優れた実践事例や各都道府県等が作成した郷土教材等をインターネット上で紹介する「道徳教育アーカイブ」を平成29年5月に開設するとともに、関係会議等を通じて本取組を広く周知し、活用を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、本取組を周知し活用を促進するとともに、映像資料等のコンテンツを充実。
<ul style="list-style-type: none"> ○「健全育成のための体験活動推進事業」（平成25年度より実施） <ul style="list-style-type: none"> (平成30年度予算額：99百万円) ・宿泊体験活動を行う学校等における取組や体験活動推進協議会への補助を行い、児童生徒の長期滞在型を含めた農山漁村体験活動の推進を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後、引き続き関係省庁と連携しながら児童生徒の長期滞在型を含めた農山漁村体験活動を推進。
<ul style="list-style-type: none"> ○「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度化（※5次提言項目17参照） 	
<ul style="list-style-type: none"> ○「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」（平成27年度より実施） <ul style="list-style-type: none"> (平成30年度予算額：8百万円) ・都道府県等に専門人材を配置し、地元企業等と連携したインターンシップ等や地元への愛着を深めるキャリア教育を推進するなど、地域を担う人材育成を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域創生の観点から、さらなる充実を図り、全国への普及を図る。

25. 地域を担う人材の育成②

提言の内容

- 国、地方公共団体、大学等は、官と民が協力した海外留学支援制度（トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム等）の推進等により、地域に根差したグローバルリーダー（いわゆるグローカル人材）の育成を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」（平成26年度より実施） <ul style="list-style-type: none"> ・地域のグローバル化を促進するため、日本の地域の活性化に貢献するリーダー候補の育成を目的として、プログラム内に「地域人材コース」を設置。 <ul style="list-style-type: none"> 【地域人材コース】 各地域の企業、地方公共団体、教育機関等が連携し、地域の活性化に資する独自のテーマを設定し、それに即した海外留学及び地元企業でのインターンシップを組み合わせたプログラムを設計する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度までに23地域を採択しており、また各地域において、313名を採用し、順次留学を開始している。

26. 学生等の地方への定着等①

提言の内容

- 地方にある大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方の企業への就職を行う者を対象に、奨学金の優先枠を設けたり、返還額を軽減したりする措置を講じ、学生の地元定着へのインセンティブを高める取組を進める。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○奨学金等を活用した大学生等の地元定着の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構の無利子奨学金事業における地方創生枠の仕組み等について地方公共団体に周知するため「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について（通知）」を発出（平成27年4月10日）。山口県、鳥取県等24の県において、本事業を活用した地方定着の促進のための取組が開始されている（平成29年12月時点）。 	<p>○現在24県において奨学金返還支援制度が設けられているところであるため、当該制度を活用する地方公共団体を増やすべく、説明会等を通じて自治体の教育担当部局や大学の奨学金事務担当部局等へ更に周知し積極的な活用を促す。</p> <p>○平成29年度中に「地方創生に係る特別枠（地方創生枠）」の推薦については、在学採用に限り適用されているところ、予約採用まで適用幅を拡大する予定。</p>
<p>○大都市圏における入学定員超過の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等の措置に関する方針を決定・公表（平成27年6月30日）。 	<p>○私立大学等経常費補助金及び国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化を、平成28年度から平成30年度までに段階的に実施。</p>
<p>○「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（平成27年度より実施）（平成30年度予算額：2,126百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の雇用創出や就職率の向上に向けて、複数の大学が自治体や企業等と広域で協働する42の取組等を支援。 	<p>○事業対象地域における学生の就職率向上について、平成31年度までの目標を設定（目標値は大学により異なる）。地域が求める人材を養成するための教育改革や魅力ある就職先の創出・開拓を通じ、目標達成を目指す。</p>

26. 学生等の地方への定着等②

提言の内容

- 入学定員超過に対する基盤的経費の取扱いの更なる厳格化など、特に大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化について検討。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○東京23区の大学等における定員増抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、東京23区に所在する大学等における平成30年度の収容定員増と平成31年度の大学等の設置について原則認めないこととする告示を公示（平成29年9月29日）。 ・さらに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）も踏まえ、東京23区に所在する大学等における平成31年度の学部等の設置と収容定員増を原則認めないこととする告示を公示（平成30年2月23日）。 	<p>○2020年度以降の取扱いについては、内閣官房より「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案」を国会に提出し、審議中。</p>

27. 教育機関を核とした地域活性化①

提言の内容

- コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援等に努める。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○コミュニティ・スクールの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成29年4月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場の課題等が複雑化・多様化している中、社会総がかりで教育の実現を図るため、全ての公立学校で保護者・地域住民等が学校運営に参画する協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指し、教育委員会に対してその導入を努力義務化。 ◆「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」 (平成30年度予算額：98百万円) <ul style="list-style-type: none"> ・法改正の趣旨を踏まえ、コミュニティ・スクール導入を推進する都道府県や市町村における体制づくりを支援（各地域や学校をつなぐ体制の整備、制度説明会や管理職研修の開催など）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、引き続きそれらの教育委員会に対して、コミュニティ・スクールの導入を促すとともに、支援策の一層の充実を図る。
<p>○地域学校協働活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「社会教育法」の一部改正（平成29年4月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動を推進するため、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。 ◆「地域学校協働活動推進事業」（※10次提言項目42参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ○2022年度末までに全ての小中学校区において地域学校協働活動を推進。

27. 教育機関を核とした地域活性化②

提言の内容

- 国、地方公共団体は、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、各市町村の実情に応じて、活力ある学校づくりを実現できるよう、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細かに支援。
- 国は、地域のニーズに応える人材の育成や地元産業の振興、地域課題の解決に取り組み、地（知）の拠点となる大学に対する支援を引き続き充実強化する。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の策定・周知 (※5次提言項目16参照) ○「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」 (※5次提言項目16参照) ○「人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業」 (※7次提言項目31参照) ○「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（COC+） (※6次提言項目26参照) 	

28. 地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化①

提言の内容

- 国、地方公共団体は、地元の企業等と連携した地域スポーツコミッショナなどの活動を一層促進し、障害者スポーツを含め、スポーツ大会やアスリートなどの地域における多様なスポーツ資源を活用した地方創生の取組を推進。
- 国、地方公共団体は、地域の文化や歴史を地域活性化に活用する取組を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○地域スポーツコミッショナに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、スポーツツーリズム、イベント開催、大会や合宿の誘致などによる地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッショナ」の活動に対して平成27年度より支援を実施。 <p>○「日本遺産」認定の取組（平成27年度より実施）</p> <p>◆日本遺産魅力発信推進事業 (平成30年度予算額：1,336百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。 ・各認定地域では、日本遺産のストーリーを地元の小中学生に教えるなど、普及活動に努めている。 ・2020年までに100件程度の認定を目指しており、現在は54件認定。 <p>◆取組の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の新規認定に向けた自治体からの事前相談の改善、審査委員会運営の見直し ・PDCAサイクルによるメリハリをつけた事業の促進 認定地域の取組状況を審査するため、外部有識者からなる「日本遺産フォーラップ委員会」を平成29年度に開催し、認定自治体に対し改善点の通知を行った（平成30年3月末）。 	<p>○地域スポーツコミッショナの設置数を平成33年度までに170（平成29年1月現在56）に拡大。</p> <p>○日本遺産の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定後の事業展開を見越した新規認定 ・民間企業を巻き込んだ取組の推進 ・現場の不断の努力を促すメカニズムの構築。 ・関係府省庁の予算等の集中投資、文化観光ゾーンの整備
<p>○「歴史文化基本構想」に基づく観光拠点整備</p> <p>◆歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり整備事業 (平成30年度予算額：160百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化遺産の保存・活用のマスタープランである「歴史文化基本構想」に基づき実施される、文化財を中心とする観光拠点整備を支援する。 ・2020年までに100件程度の構想策定を目標としており、現在は85件策定済み。 <p>○劇場・音楽堂等の活性化</p> <p>◆劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (平成30年度予算額：2,799百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を総合的に支援することにより、劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進している。 <p>○家庭教育支援の充実（※10次提言項目41参照）</p>	<p>○「歴史文化基本構想」に基づく文化財を中心とする観光拠点整備を推進すべく、引き続き対応を進める。</p> <p>○地域の劇場・音楽堂等が行う事業や地域の文化芸術資源を活用した事業などへの支援を通じて、地域活性化に資する取組を促進。</p>

28. 地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化②

提言の内容

- 地域の特色ある文化芸術活動や地域の文化拠点である劇場、音楽堂などにおける文化芸術の創造や発信等の活動を活性化し、地域コミュニティの創造と再生を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○「歴史文化基本構想」に基づく観光拠点整備</p> <p>◆歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり整備事業 (平成30年度予算額：160百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化遺産の保存・活用のマスタープランである「歴史文化基本構想」に基づき実施される、文化財を中心とする観光拠点整備を支援する。 ・2020年までに100件程度の構想策定を目標としており、現在は85件策定済み。 <p>○劇場・音楽堂等の活性化</p> <p>◆劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (平成30年度予算額：2,799百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を総合的に支援することにより、劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進している。 <p>○家庭教育支援の充実（※10次提言項目41参照）</p>	<p>○「歴史文化基本構想」に基づく文化財を中心とする観光拠点整備を推進すべく、引き続き対応を進める。</p> <p>○地域の劇場・音楽堂等が行う事業や地域の文化芸術資源を活用した事業などへの支援を通じて、地域活性化に資する取組を促進。</p>

29. 世界への発信

提言の内容

- 我が国の教育システムやノウハウ、優れた教育プログラムを、学校教育や人材育成に対するニーズがある海外の国や地域に向けて、戦略的に発信する取組を進める。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○日本型教育の海外展開推進事業<ul style="list-style-type: none">◆官民協働プラットフォームの運営<ul style="list-style-type: none">文部科学省は、関係省庁（外務省・経産省）、政府関係機関（JICA, JETRO）、民間企業を含む教育関連機関等と連携をして「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム（EDU-Portニッポン）」を運営し海外展開のための基盤を構築。◆海外展開パイロット事業<ul style="list-style-type: none">日本型教育の海外展開のモデルとなりうる事業を、プラットフォームを通じて集中的に支援平成28年度 EDU-Port 公認プロジェクト5件（応援プロジェクト9件）平成29年度も新たに公認プロジェクト3件（応援プロジェクト9件）を採択。◆日本型高専教育システムの海外展開<ul style="list-style-type: none">平成28年11月にモンゴル（ウランバートル）、12月にタイ（バンコク）、平成30年3月にベトナム（ハノイ）に（独）国立高等専門学校機構のリエゾンオフィスを設置。同機構の国際企画課を中心に、各国における日本型高専教育システムの導入に向け、戦略的・組織的な支援ができるよう、体制を整備。タイにおいては、チュラポーン王女サイエンスハイスクールの優秀な学生が、我が国の国立高等専門学校に留学することが決定され、今後7年間で100名程度の受け入れを予定。	<ul style="list-style-type: none">○平成28年度から29年度にかけて、ASEAN地域を重点的に展開してきた。今後は、日本型教育の海外展開のモデルとなりうる事業を、プラットフォームを通じて集中的に支援。○ ASEAN地域で教育協力をを行う大学のコンソーシアム形成に向けた取組みを行う予定。○引き続き、諸外国のニーズを踏まえた、日本型高専教育システムの導入支援に取り組む。○チュラポーン王女サイエンスハイスクールの学生が安心して学習・生活できるよう、受け入れ体制を整備。

第七次提言
「これからの時代に求められる資質・能力と、
それを培う教育、教師の在り方について」
(平成27年5月14日)
を受けた取組

30. アクティブ・ラーニングの推進、世界に伍する教育体制の確立①

提言の内容

- これから時代に求められる資質、能力の育成や、そのために必要な学習・指導方法を一層重視した教育活動が行われるよう、学習指導要領等における示し方を工夫する。
- 国、地方公共団体、学校は、体験型・課題解決型の学習を通じて、環境、貧困などの世界規模の課題を自らのこととして捉え、地域活動など身近なところから取り組み、その解決に向けて考え、他者とも力を合わせて行動できる人材を育成する教育を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○学習指導要領の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成29年3月に小・中学校の、平成30年3月に高等学校の新たな学習指導要領を公示。これから時代に求められる資質・能力を確実に育成することを目指し、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善等について規定した。 ・学習指導要領改訂に伴う学習評価の在り方について、中央教育審議会に「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」を設置し、検討を行っている。 	<p>○移行期間を経て、2020年度に小学校、2021年度に中学校から全面実施予定。高等学校学習指導要領については、2022年度から年次進行で実施予定。</p> <p>○新学習指導要領の趣旨の周知・徹底や実施に向けた条件整備を進める。</p>
<p>○ESDの推進</p> <p>◆「ESD（持続可能な開発のための教育）推進の手引（初版）」の作成・送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校におけるESDの実践に資するため、ESDに関する研修を企画・実施する指導主事や学校の管理職の教員等を主な対象にした手引きを作成し、各都道府県教育委員会等に送付（平成28年3月）。同手引を活用した研修を実施。 <p>◆学習指導要領の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校新学習指導要領（平成29年3月公示）及び高等学校新学習指導要領（平成30年3月公示）において、全体の内容に係る前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられている。 	<p>○「ESD（持続可能な開発のための教育）推進の手引」の改訂版を作成中。</p> <p>○持続可能な開発目標（SDGs）の達成や教育の質の向上へ貢献する観点から、ESDの推進拠点であるユネスコスクール（国内約1000校）の活動の促進等を通じて、ESDを更に推進。（例：ESD研究大会（ユネスコスクール全国大会）を平成30年度開催予定。）</p>

30. アクティブ・ラーニングの推進、世界に伍する教育体制の確立②

提言の内容

- 国、地方公共団体、学校は、オリンピック・パラリンピックの歴史や出場国・地域に関する調べ学習、オリンピアンやパラリンピアンとの交流、競技の体験等を実施することを通じて、外国・異文化に対する関心、チャレンジ精神、忍耐力、他者への共感、思いやり等を主体的に身に付けるための取組を推進。
- 国、地方公共団体、学校は、子供たちに国家・社会の責任ある形成者となるための教養を培わせるとともに、政治や選挙に対する関心を高め、主体的に社会に参画する力の育成を図るための学習活動等を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○「オリパラムーブメント全国展開事業」（平成27年度より実施） (平成30年度予算額：319百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国に波及させ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に資するため、オリンピック・パラリンピック教育を全国に展開する。また、事業実施に当たっては、先行して取組を行っている東京都や、東京2020大会組織委員会が行う教育プログラム（ようい、ドン！）等との連携を密に行う。 	<p>○2020年度までに全66自治体（東京都を除いたすべての道府県・指定都市）でオリパラ教育を行う予定。</p>
<p>○選挙権年齢の引き下げへの対応</p> <p>◆高校生向け副教材と教師用指導資料の作成・配付</p> <p>◆「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（平成27年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年公職選挙法の改正を踏まえ、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と共同しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことを一層期待。 学校や教員の政治的中立性に留意することや、政治的教養の教育において具体的な政治的事象を扱うことと、生徒が具体的な政治的活動等を行うことは区別することが必要であり、こうした観点から留意点をとりまとめ。 <p>◆学習指導要領の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校学習指導要領（平成30年3月公示）の公民科において、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等を目指す必履修科目として「公共」を新設。 	<p>○平成30年度においても配布予定。 (第一年次に入学する生徒を対象)</p> <p>○高等学校新学習指導要領については、2022年度から年次進行で実施予定。</p>
○世界に伍する教育体制の確立（※7次提言項目32参照）	

3.1. ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成①

提言の内容

- 国、地方公共団体、学校は、各学校段階において、学習内容や子供の状況を踏まえて、反転授業や協働学習、個々の学習データ分析に基づく個別学習など、ICTを活用した学習を推進。
- 離島、過疎地域の子供や、不登校、療養中の子供に、十分な教育の機会を提供するため、遠隔地間の双方向型授業を推進する。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○「次世代学校支援モデル構築事業」 (平成30年度予算額：119百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務情報を学習記録データ（学習成果物等の授業・学習の記録）等と有効につなげ、学びを可視化することを通じ、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上や学校・学級運営の改善等に資するための実証研究を実施。 <p>○遠隔地間の双方向型授業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業」 (平成27年度～平成29年度実施) <ul style="list-style-type: none"> ・学校統廃合の困難な小規模学校に対して、ICTを活用して他の学校と結び、児童生徒同士の学び合い体験を通じた学習活動の充実などを図るための実証研究を実施。 ・ICTの特徴を生かして、博物館や水族館等の社会教育施設と連携した学習機会を遠隔地に対して提供するための実証研究を実施。 ◆「遠隔教育システム導入実証研究事業」 (平成30年度予算額：52百万円（新規）) <ul style="list-style-type: none"> ・多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るために、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業を実施。 ◆「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」（新規） (平成30年度予算額：74百万円の内数) <ul style="list-style-type: none"> ・地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。 	<p>○データに基づく学習指導・生徒指導の質の向上等に関する各実証地域の取組を整理したガイドブックを作成し、普及・展開を行う。</p> <p>○実証研究の成果を踏まえ、遠隔学習を導入・実践する際のポイント（遠隔学習に関する事前準備や指導方法、ICTの活用方法など）を整理したガイドブックを作成し、普及・展開を行う。</p> <p>○実証研究を通じて、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等に向けた遠隔教育システムの活用方法等を整理したガイドブック等を作成し、普及・展開を行う。</p>

3.1. ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成②

提言の内容

- 基本的共通的な教育内容についての学習動画など教材のデジタル化や、インターネット上の提供を進める。また、教科書のデジタル化の推進に向けて、教科書制度の在り方や、それに応じた著作権の在り方などの課題についての専門的な検討を行う。
- 情報活用能力を育成するため、各学校段階を通じて、情報を収集・選択する力、情報を整理する力、プレゼンテーション能力などの情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を培う教育を一層推進し、その中で、プログラミング、情報セキュリティ、ネット依存対策をはじめとする情報モラルなどに関する指導内容や学習活動の充実を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○「学校教育法等の一部を改正する法律案」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議において、「最終まとめ」をとりまとめ（平成28年12月）。中央教育審議会初等中等教育分科会で議論（平成29年10月）。次期学習指導要領の実施を見据え、デジタル教科書を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律案」を第196回国会に提出。 <p>○情報活用能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月に公示された小・中学校の新学習指導要領及び平成30年3月に公示された高等学校の新学習指導要領において、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることを明記。 ・小学校プログラミング教育の円滑な実施に向け、新学習指導要領や同解説で示している基本的な考え方等についてわかりやすく解説した「小学校プログラミング教育の手引（第一版）」の取りまとめ・公表。（平成30年3月30日） <p>◆次世代の教育情報化推進事業 (平成30年度予算額：108百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の小・中・高等学校において新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に取り組めるよう、優れた指導事例の創出・普及や教員研修用教材の開発等の支援策を講じる。とりわけ、新たに必修化された小学校におけるプログラミング教育の推進に重点的に取り組む。 <p>◆情報モラル教育推進事業 (平成30年度予算額：20百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布、教員などを対象としたセミナー・フォーラムを実施するなど、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。 	<p>○法案が成立した場合、その施行（平成31年度～）に合わせて必要な省令改正等を行ふとともに、平成30年末を目指し、「デジタル教科書」の円滑な導入を支援するため、教育委員会や学校等の参考となるよう、ガイドラインを策定する予定。</p> <p>○優れた指導事例や教員研修用教材等の普及を図る。</p> <p>○情報モラル教育の指導資料等の普及を図る。</p>

3.1. ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成③

提言の内容

- 国、地方公共団体は、例えば、1人1台タブレットPC、電子黒板などの大型提示装置、実物投影機、無線LANの整備など学校におけるICT環境の整備を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○学校におけるICT環境整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」 <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境についての整備方針を策定し、全ての教育委員会に通知（2017年12月）。 ◆「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」 <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針を踏まえ、学校におけるICT環境の整備に必要な経費について、2018～2022年度まで単年度1,805億円を地方財政措置。 ◆学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校ICT環境整備状況のデータの市区町村単位ごとの公表によるICT環境整備状況の見える化。 ◆ICT活用教育アドバイザー派遣事業（平成30年度予算額：10百万円） <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省にICT活用教育アドバイザーボードを設置して、ICT環境の整備を図ろうとする自治体のニーズに応じてアドバイザーの派遣を行い、ICTを活用した教育の推進計画やICT機器整備計画（機器購入の調達手法を含む）の策定等について助言を行う。 	<p>○地方財政措置の積極的な活用に向けて、学校におけるICT環境整備の重要性について周知するとともに、整備の促進を図る。</p>

3.1. ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成④

提言の内容

- ICTを活用した教育内容・方法の革新を、中心になって継続的に推進する体制を構築するとともに、ICTを活用した効果的な指導方法などについて重点的な研究開発やリーダー教員などの養成研修に取り組む。
- ICT支援員を養成し、学校へ配置するなど、各学校のニーズに合わせた柔軟な取組を進める。
- ICTの活用により、教材作成、成績処理等の教職員業務の効率化も推進する。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○教職員による校務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆校務におけるICT活用促進事業 (平成29年度実施) <ul style="list-style-type: none"> ・教員の業務の効率化を図るために、統合型校務支援システムの導入促進に向けた取組として、統合型校務支援システムの効果的な活用方法や帳票の統一化に向けた考え方を整理。 ◆統合型校務支援システムの導入促進事業 (平成30年度予算額：311百万円（新規）) <ul style="list-style-type: none"> ・教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図る観点から、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の促進に係る実証事業を実施。 ◆ICT支援員の育成・確保に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT支援員のスキル標準の整理及び育成モデルプログラムを開発するため、調査研究を実施。（平成29年度） 	<p>○都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に関するノウハウや、システム導入による教員の業務負担軽減等に関する効果を整理し、その成果を全国に普及・展開する。</p>
<p>○次世代の教育情報化推進事業 (平成30年度予算額：108百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領に対応した「主体的・対話的で深い学び」を実現するICTを効果的に活用した指導事例の創出、小学校プログラミング教育の実施に向けた教員研修用教材の作成や地域の研修リーダーとなる教員等を対象としたセミナーの実施、高等学校情報科の教員研修用教材等の作成を行う予定。 	<p>○育成モデルプログラムの普及を図る。</p>
<p>○独立行政法人教職員支援機構において、各地域でのICT活用に関する教職員研修の企画・運営を行う「指導者養成研修」を実施。</p>	<p>○指導事例や教員研修用教材等の普及を図る。</p>

32. 新たな価値を生み出す創造性、起業家精神の育成

提言の内容

- 国、地方公共団体、学校は、小学校段階から、地域の企業や団体との連携によるプロジェクト活動など創造性や起業家精神を育成するための取組を推進。
- 産学官や金融機関の連携により起業に挑戦しようとする若者を増やし、支援する仕組みを構築。
- 国内外の機関と連携した取組により世界最高水準の教育力と研究力を備えた大学院（「卓越大学院」（仮称））の形成を財政的にも支援するとともに、特別研究員事業をはじめとする優れた博士課程学生・若手研究者への経済的支援を強化。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○「小・中学校等における起業体験推進事業」（平成28年度より実施） (平成30年度予算額：17百万円)<ul style="list-style-type: none">・キャリア教育の一環として、小・中学校等において、チャレンジ精神などこれからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を推進。	<ul style="list-style-type: none">○更なる充実を図り、全国への普及を図る。
<ul style="list-style-type: none">○「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」（平成29年度より実施） (平成30年度予算額：357百万円)<ul style="list-style-type: none">・これまで各大学等で実施してきたアントレプレナー育成に係る取組の成果や知見を活用しつつ、起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指し、我が国のベンチャー創出力を強化。	<ul style="list-style-type: none">○引き続き、アントレプレナー育成に係る取組を支援。
<ul style="list-style-type: none">○「卓越大学院プログラム」 (平成30年度予算額：56億円（新規）)<ul style="list-style-type: none">・国内外のトップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じて、人材育成・交流、及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成を進める。	<ul style="list-style-type: none">○平成30年4月に公募を開始。公募受付後、審査を実施し速やかに採択プログラムを選定し、各大学による具体的な取組を開始。

33. 特に優れた能力を有する人材の発掘・育成①

提言の内容

- 国、地方公共団体、学校は、子供一人一人の学習理解の状況を踏まえた効果的な教育を行うため、学校規模や子供同士の人間関係も踏まえつつ、義務教育段階から習熟度別指導を拡充。
- 国、大学は、飛び入学者に対する新たな高等学校の卒業程度認定制度の活用も促進するなど、大学・大学院への飛び入学を推進。
- グローバルサイエンスキャンパスなど優れた能力を持つ生徒が早期から大学レベルの教育を受ける機会を拡大。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○学習指導要領の改訂（個に応じた指導の充実）<ul style="list-style-type: none">・平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成29年3月に小・中学校の、平成30年3月に高等学校の新たな学習指導要領を公示。児童生徒や学校の実態に応じ、学習内容の習熟の程度に応じた学習など、指導方法や指導体制の工夫改善により個に応じた指導の充実を図ることを規定した。	<ul style="list-style-type: none">○移行期間を経て、2020年度に小学校、2021年度に中学校から全面実施予定。○高等学校学習指導要領については2022年度から年次進行で実施予定。○新学習指導要領の趣旨の周知・徹底や実施に向けた条件整備を進める。
<ul style="list-style-type: none">○飛び入学者に対する高等学校卒業程度認定制度の創設	<ul style="list-style-type: none">○高校を中途退学して大学に飛び入学する者について、文部科学大臣が高校卒業程度を認定する制度の創設等に係る省令改正を平成29年度中に予定。
<ul style="list-style-type: none">○「グローバルサイエンスキャンパス」 (平成30年度予算額：514百万円 ※運営費交付金中の内数)<ul style="list-style-type: none">・将来グローバルに活躍しうる次世代の傑出した科学技術人材を育成するために、大学の場を活用して意欲・能力を有する高校生等に対して高度で実践的な講義や研究などの取組を行う「グローバルサイエンスキャンパス」を実施。	<ul style="list-style-type: none">○全国の17機関で実施する取組を引き継ぎ支援。

33. 特に優れた能力を有する人材の発掘・育成②

提言の内容

- スーパーサイエンスハイスクールやスーパーグローバルハイスクールの取組について、学校現場で成果を最大限発揮できるようにするための運用の弾力化を含め、引き続き充実強化する。
- 特に優れた才能を有する人材を発掘・育成する、新しい教育を行いやすくする観点から、国、地方公共団体は、特別免許状の一層の活用を推進。
- 国際バカロレア認定校においては、学習指導要領と国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの双方を、より無理なく満たせるようにするために措置を講じる。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○「スーパーサイエンスハイスクール支援事業」 (平成30年度予算額：2,219百万円 ※運営費交付金中の内数) <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材の育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「スーパーサイエンスハイスクール支援事業」において、研究者による講義フィールドワークなど、高大連携や企業連携での取組等を含め、先進的な理数教育を引き続き推進。
<ul style="list-style-type: none"> ○「スーパーグローバルハイスクール」（※3次提言項目7参照） ○特別免許状の活用推進（※7次提言項目34参照） 	
<ul style="list-style-type: none"> ○国際バカロレアの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国際バカロレア（IB）認定校の増加に向け、「日本語DP」の開発・導入等を進めており、IB認定校等が着実に増加（平成30年1月現在、認定校及び候補校等合計118校）しているとともに、IB導入の予定やその検討に向けた方針を公表するなどした教育委員会や学校も存在。 ・学校教育法施行規則を改正し、国際バカロレアと学習指導要領の双方を無理なく履修できるための特例措置を講じている。 ・平成26年3月実施の国際バカロレア機構との共催の国際バカロレア大学入試セミナー、平成29年8月実施の大学関係者向けグローバル人材の入学者選抜に関する説明会等を通じて、入学者選抜における国際バカロレア資格及びその成績の積極的な活用の普及を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際バカロレアについて、一部日本語で実施可能とするプログラムの開発を完了し、運用を引き続き行う。また、「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業」において、国際バカロレア導入に係る支援、情報提供の体制の構築や大学における活用促進等による認定校等の増加に向けた戦略的な施策を推進。

34. 教師に優れた人材が集まる改革①

提言の内容

- 教師の養成・採用・研修を通じた育成支援の具体的方針が共有され、これに基づく共同の取組が一層進むよう、地方公共団体、国公私立それぞれの大学、学校等からなる協議の仕組みを整備。
- 国、地方公共団体は、特別免許状に関するこれまでの運用の見直しや、授与に係る手続きの簡素化・効率化も進めながら、全ての都道府県において積極的な活用を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○教師の養成・採用・研修を通じた育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会答申や教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月18日成立）を踏まえ、平成29年4月より教員の養成を担う大学と採用後の教員の資質向上を担う教育委員会等が「協議会」を設け、文部科学大臣が策定する指針を参照した上で、任命権者が教員の資質の向上に関する「指標」を策定し、それを踏まえた「教員研修計画」を策定するという新たな制度が施行。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後、引き続き、国、地方公共団体及び大学等が連携しながら教員の養成・採用・研修の接続を重視した教員の育成の取組を進めていく。
<ul style="list-style-type: none"> ○教員採用における特別免許状等の活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・特別免許状授与の際の意見聴取の対象者を弾力化する省令改正を行い、平成28年4月1日より施行。小学校教諭の特別免許状授与が可能な教科として外国語を追加する教育職員免許法改正を平成28年11月に実施。その結果、特別免許状の累計授与件数は近年増加傾向。（平成25年度：608件、平成26年度：700件、平成27年度：915件、平成28年度：1,101件） 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も都道府県教委等に対し積極的な授与の依頼を行うなど、特別免許状の活用を図る。

3 4. 教師に優れた人材が集まる改革②

提言の内容

- 国、地方公共団体は、例えば、学校経営を支える事務職員の充実を図り、教師と事務職員の役割分担を見直すことや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、学校司書、ICT支援員等の配置により、「チーム学校」を実現。
- 国、大学は、教職課程の在り方について、教育内容の改革や「教職実践演習」の充実等に取り組み、真に教職を目指す学生に質の高い教育を集中して行う形に見直すとともに、教職課程の適切な質保証の仕組みを構築。
- 国、地方公共団体は、教職大学院の教育内容と地方公共団体が実施する研修等との連携を図りつつ、教職大学院の修了者に対し、能力の実証を確保しつつ、インセンティブを付与する環境を整備する。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○チーム学校の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年7月29日、中央教育審議会に「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」諮問し、平成27年12月21日に答申がとりまとめられた。 ・学校教育法の改正による事務職員の職務規定に関する見直しのほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員について省令上の規定を整備し、平成29年4月より施行。 ・適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図るための事業について平成30年度予算に504百万円を計上。 	<p>○部活動指導員の配置促進のための補助事業について、引き続き必要な施策を実施していく予定。</p>
<p>○教職課程の質保証の仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質向上について」（平成27年12月21日）にて、教職課程の編成に当たり参考とする指針の整備のための検討を進める必要がある旨提言を受け、全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すため、「教職課程コアカリキュラム」を平成29年11月に作成。 	<p>○教職課程コアカリキュラムの作成後、平成31年4月以降の大学入学生から、コアカリキュラムに基づいた教職課程の授業を履修予定。</p>
<p>○教職大学院の修了者に対するインセンティブの付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修の実施状況について調査を実施し、教職大学院等が開設する講義等の初任者研修への活用状況の把握に努めている。 	<p>○中教審答申や有識者会議における議論を踏まえ、教育委員会等と大学による「協議会」の場での議論等を通じて、教職大学院での学びのインセンティブを高めるための働きかけを行う予定。</p>

3 4. 教師に優れた人材が集まる改革③

提言の内容

- 国は、地方公共団体、大学等が、教職生活全体を通じた教師の能力形成を支援できるよう、全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実し、地方公共団体間のネットワークを構築するとともに、全国の教師の指導力向上に向けた教師教育全体の体系化を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○独立行政法人教職員支援機構の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法等の一部改正（平成28年11月公布）に基づき、独立行政法人教員研修センターの名称を独立行政法人教職員支援機構に改め、引き続き学校関係職員への研修の充実を図るとともに、実践的な調査研究の実施やその成果の普及、行政・教職大学院等の関係機関とのネットワークの構築・連携協働等、教職員に対する総合的な支援を行う全国的な中核拠点として機能強化を図った。 	<p>○独立行政法人教職員支援機構における研修や、研修・指導に活用できる実践事例集等の充実により、各教育委員会・学校の教員研修を支援。</p>

3 4. 教師に優れた人材が集まる改革④

提言の内容

- 国、地方公共団体は、それぞれが行う教師の現職研修が、アクティブ・ラーニングなどの新たな課題を踏まえて計画的に実施されるよう、教師の育成指標に基づく研修指針等を策定。
- 国、地方公共団体、大学等が主体となって、教育長に求められる資質・能力を明らかにしつつ、研修等を積極的に実施。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○新たな課題に対応するための研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・独立行政法人教職員支援機構における研修や、研修・指導に活用できる実践事例集等の充実により、各教育委員会・学校の教員研修を支援。・英語教育においては、（独）教職員支援機構と連携し、各地域で外国語教育推進の指導者として活躍できる教師等を対象とした小学校における外国語教育指導者養成研修会を実施し、各都道府県等が行う研修の充実を支援。・道徳教育においては、（独）教職員支援機構と連携し、各地域で指導的な役割が期待される教師等への研修を実施するとともに、「道徳教育アーカイブ」で授業映像資料を提供することを通じ、各都道府県等が行う研修の充実を支援。・特別支援教育においては、（独）国立特別支援教育総合研究所における専門的・技術的な研修の実施や、研修・指導に活用できる映像コンテンツの配信等を通じて、各教育委員会・学校等の指導者養成や教員研修を支援。・アクティブ・ラーニングに関しては、（独）教職員支援機構の「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」などにおいて、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に関する授業実践事例や研修プログラムモデルを公表。・ICT活用に関しては、（独）教職員支援機構と連携し、各地域で教育の情報化の中核的な役割を担う教師等を対象とした研修を実施することを通じて、各都道府県等が行う研修の充実を支援。	<p>○引き続き、新たな課題に対応するため、（独）教職員支援機構等と連携し、各都道府県等が行う研修の充実を支援。</p> <p>○特別支援教育に携わる教師の専門性向上として、上記中央教育審議会答申において、2020年度までにおおむね全ての特別支援学校教員が特別支援学校免許状を保有することを目指すことが示されたことから、自治体等において免許法認定講習等の実施を支援する事業等を引き続き実施。</p>
<p>○「学び続ける教育長」の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・平成26年度より（独）教員研修センター（（独）現教職員支援機構）で教育長セミナーを開催し各市町村の教育長に対し研修の機会を設けている。・各都道府県・指定都市教育委員会の教育委員を対象とした研修会を年に1回、市町村教育委員会の教育委員を対象とした研修会を年に3回（うち、地方開催2回）実施している。	<p>○教育長・教育委員の資質・能力の向上に資するよう、引き続き研修の機会を設ける。</p>

第八次提言 「教育立国実現のための 教育投資・教育財源の在り方について」 (平成27年7月8日) を受けた取組

35. 教育投資の充実及び教育財源の確保①

提言の内容

- 親の貧困により、夢と志に挑戦する機会を奪われることのないよう、社会全体で幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援をしていくことが必要。
- 幼児教育の段階的無償化及び子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育等の質の向上
 - ・3歳から5歳児の幼児教育を無償化
 - ・子ども・子育て支援新制度に基づく、幼児教育・保育・子育て支援の更なる「質の向上」（職員の配置や処遇の改善等）

取組状況	課題・今後の予定
<p>○幼児教育の振興</p> <p>◆幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進 (平成30年度予算額：371億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで段階的に進めており、第3子以降の無償化に加え、所得の低い世帯で第2子も無償とするなど、無償化の範囲を拡大してきた。 <p>◆子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度においては、制度開始当初（平成27年度）より、消費税財源を用いて、3歳児の職員配置の改善（20:1⇒15:1）や3%の処遇改善、事務職員の追加配置、地域の子育て支援の推進など0.7兆円ベースの質の向上を行っている。 (平成30年度予算額（幼稚園以外の経費を含む）：6,942億円) ・これに加え、大規模園における幼稚園教諭・事務職員の追加配置（平成28年度）、更なる質の向上（0.3兆円超）の一環として2%の処遇改善や、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な処遇改善（月4万円・5千円）（平成29年度以降）により、質の高い教育のための環境整備を行っている。 (平成30年度予算額（幼稚園以外の経費を含む）：約1,200億円) 	<p>○平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償することとされたところ。具体的な内容について、引き続き関係者と協力し、検討を進める。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育の質の向上については、更なる質の向上に必要な0.3兆円超の財源（一部は平成29年度に実施）については、引き続き、確保に努めていく。</p>
<p>○国公私立を通じた義務教育段階の就学援助の充実 (平成30年度予算額：6億4,700万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制服代等、入学時に必要となる費用として支給される「新入学児童生徒学用品費等」について、平成29年度から予算単価を約2倍の金額に引き上げ、さらに、従来は国庫補助の対象外であった小学校入学前の支給分についても国庫補助の対象とするなど、支援を拡大してきた。 (小学校20,470円→40,600円 中学校23,550円→47,400円) ・自治体に対して、国立・私立学校も含めて就学援助を実施することを通知等で促している。 	<p>○「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給について、その実施状況調査を行い、未実施自治体への導入を促すために、公示時期の前倒しや会議等での周知に努めしていく。</p> <p>○国立・私立学校も含めた就学援助の実施を促すため、引き続き、自治体に働きかけを行う。</p>

35. 教育投資の充実及び教育財源の確保②

提言の内容

- 高等学校教育段階における教育費負担軽減
 - ・授業料以外の負担の一層の軽減（高校生等奨学給付金の拡充）
 - ・授業料負担の一層の軽減（高等学校等就学支援金の拡充）等

取組状況	課題・今後の予定
<p>○私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業 (平成30年度予算額：12億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から、5年間の実証事業として、年収400万円未満世帯の児童生徒について、原則として年10万円の授業料負担軽減を行いつつ、私立学校を選択した理由や家庭の経済状況等について実態把握のための調査を行っている。 	<p>○実証事業を着実に実施し、対象となる児童生徒の実態把握を進める。</p>
<p>○高校段階における低所得世帯の教育費負担軽減策の充実</p> <p>◆高等学校等就学支援金制度等 (平成30年度予算額：3,708億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を給付。 <p>◆高校生等奨学給付金 (平成30年度予算額：133億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等における低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を給付。 ・平成26年度の制度創設以降、補助対象費目の拡大や給付額を増額。 平成30年度は第一子単価の増額を行った。 (国公立：75,800円→80,800円、私立：84,000円→89,000円) 	<p>○平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、2020年度までに、年収590万円未満世帯を対象として、私立高等学校授業料の実質無償化を実現することとされた。今後、同パッケージで示された方向性に沿って検討を進める。</p> <p>○就学支援金と奨学給付金について、各種会議での説明やリーフレットの配布等、制度の更なる周知徹底を図る。</p>

35. 教育投資の充実及び教育財源の確保③

提言の内容

- 高等教育段階における教育費負担軽減
 - ・大学生等における奨学金の充実
 - ・大学生、専門学校生等の授業料等負担の軽減

取組状況	課題・今後の予定
<p>○高等教育段階における教育費負担軽減</p> <p>◆大学等奨学金の充実</p> <p>【給付型奨学金の着実な実施】 (平成30年度予算額：105億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により進学を断念している者の進学を後押しするため、平成29年度に創設・先行実施した給付型奨学制度を本格的に実施。平成29年度は特に経済的に厳しい状況にある学生等を対象に、一部先行実施。 <p>【無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現】 (平成30年度予算額：3,584億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与人員の増員により、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現し残存不格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃。 	<p>○平成30年度から本格実施となった給付型奨学金制度を着実に実施するとともに、無利子奨学金制度について、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を着実に実施するなど、大学等奨学金事業の充実を図る。</p>

35. 教育投資の充実及び教育財源の確保④

提言の内容

- 高等教育段階における教育費負担軽減
 - ・大学生等における奨学金の充実
 - ・大学生、専門学校生等の授業料等負担の軽減

取組状況	課題・今後の予定
<p>◆大学・専門学校等の授業料減免等の充実</p> <p>【国立大学】 (平成30年度予算額：350億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、授業料免除枠を拡大。 <p>【公立大学】 (平成28年度実績額：35億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に、地方交付税により授業料減免等の財政措置を講じている。 <p>【私立大学】 (平成30年度予算額：130億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のために多様な支援策を講じる大学等を支援。 <p>【専門学校】 (平成30年度予算額：2億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的に修学困難な専門学校生に対して経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行うことを通じて、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を実施。 	<p>○意欲と能力ある学生が経済的な理由により学業を断念することがないよう、授業料減免等の充実を図る。</p>

35. 教育投資の充実及び教育財源の確保⑤

提言の内容

- 安全・安心で質の高い国公私立学校施設の整備
- 国立大学法人における個人からの寄附に係る所得控除と税額控除の選択制の導入など、寄附金税制の一層の拡充について検討。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○学校施設等の老朽化対策等の推進</p> <p>◆公立学校施設の老朽化対策を中心とした教育環境改善等の推進 (平成29年度補正予算額：662億円、平成30年度予算額：682億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策を中心とした教育環境の改善、耐震化及び防災機能強化の推進、小中学校等の教室不足への対応等。 <p>◆国立大学等施設の老朽化対策等の推進 (平成29年度補正予算額：119億円、平成30年度予算額：376億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、老朽施設の改善整備を中心とした、安全・安心な教育研究環境の整備や国立大学等の機能強化等への対応など、計画的・重点的な施設整備を実施。また、平成29年度補正予算により、Society 5.0の実現に向けた耐震対策及び学術高速大容量ネットワーク拠点の整備を支援。 <p>◆私立学校施設・設備の整備の推進 (平成29年度補正予算額：406億円、平成30年度予算額：102億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の耐震改築事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備を重点的に支援。同時に、平成28年度までの時限措置となっていた耐震改築への補助制度を平成30年度まで2か年延長。加えて、教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援。 	<p>○経年劣化により安全性・機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、児童生徒が安心できる教育環境への改善を推進するとともに、耐震化及び防災機能強化に取り組む。</p> <p>○老朽施設の改善整備を中心とした、安全・安心な教育研究環境の整備や国立大学等の機能強化等への対応など、Society 5.0の実現に向け、計画的・重点的な施設整備を推進。</p> <p>○校舎の耐震改築事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備、学校施設のユニバーサルデザイン化、教育及び研究のための装置・設備の高機能化、ICT教育等設備の整備を支援。</p>
<p>○教育財源確保の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度税制改正により、国立大学法人等への個人寄附のうち、経済的理由により修学困難な学生等に対する修学支援事業に充てられるものについて、税額控除を導入。 	<p>○税制の見直し等による教育財源確保の方策についても引き続き検討。</p> <p>○内閣官房と協力し、「人生100年時代構想会議」を中心とした議論に積極的に参画。</p>

35. 教育投資の充実及び教育財源の確保⑥

提言の内容

- 国は、世代ごとの国民負担と各種サービスに係る公財政支出の状況を明らかにし、国民の意識啓発を図りながら、公財政支出の世代間の配分の見直しを促進する方策について検討する。
- 各種教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制を整備するとともに、施策間の優先順位付けを行う。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○国民の理解を得るための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民・関係者への説明と理解の醸成のため、有識者ヒアリングや経済団体との意見交換会を実施。 ・中央教育審議会において、客観的な根拠を重視した教育政策を推進し、教育政策全体のPDCAサイクルを構築すること等について盛り込まれた「第3期教育振興基本計画について（答申）」をとりまとめ（平成30年3月8日）。 <ul style="list-style-type: none"> ・①今後5年間の教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための「測定指標」及び「参考指標」、③目標を実現するために必要となる「施策群」を明示することとし、その関係について、ロジックモデルを活用して整理。 ・地方公共団体において、国の設定する指標等も参考しつつ、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や、全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定等により、PDCAサイクルを構築することが求められていることを明示。 ・我が国におけるエビデンスに基づく教育政策を総合的に推進する体制を構築するための参考とするため、平成28年度委託調査にて、諸外国における客観的根拠に基づく教育政策の推進に関する状況調査を実施。 ・教育投資の効果を社会に対して示していくため、平成29年度委託調査にて、大卒者・院卒者一人当たりの費用便益分析を行う教育投資の効果分析に関する調査研究を実施。 	<p>○中教審答申を受け、第3期教育振興基本計画の閣議決定に向けて調整中。</p> <p>○実証的なデータに基づき総合的なエビデンスを構築し、教育政策ビジョンを打ち出すことができる政策立案機能強化に向けた組織再編を実施予定。</p>

第九次提言 「全ての子供たちの能力を伸ばし 可能性を開花させる教育へ」 (平成28年5月20日) を受けた取組

36. 障害のある子供たちへの教育①

提言の内容

- 早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関や地域等との連絡調整、情報収集等を行う職員の地方公共団体への配置を充実。
- 乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料（個別カルテ（仮称））を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。
- 国、地方公共団体は、通級による指導を担当する教師に係る定数の計画的・安定的な充実や、特別支援教育コーディネーターの専任化など学校での教育体制を一層充実。
- 幼児教育段階も含め特別な支援を必要とする子供への日常生活や学習指導上のサポートを行う特別支援教育支援員の配置を促進。
- 学校において医行為を行う看護師等の配置も充実。

取組状況	課題・今後の予定
○早期発見・早期対応の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none">・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行う、早期支援コーディネーターの配置等について平成29年度予算において実施。	○平成30年度においても、引き続き、外部人材（早期支援コーディネーター）の配置を実施するための事業を実施。
○個別の教育支援計画及び個別の指導計画 <ul style="list-style-type: none">・平成29年3月31日に告示された新しい小・中学校学習指導要領においては、特別支援学級や通級による指導の対象児童生徒について、平成30年3月30日に告示された新しい高等学校学習指導要領においては、通級による指導の対象生徒について、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を全員作成とした。	○引き続き、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。
○切れ目ない支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none">・障害のある子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備を図るための補助事業を平成29年度予算において実施。	○平成30年度においても、引き続き、切れ目ない支援体制の整備を図るための補助事業を実施。
○通級による指導に係る教員定数の基礎定数化 <ul style="list-style-type: none">・義務標準法を改正し、通級による指導を受ける児童生徒数に応じて教員の定数が確実に算定されるよう、基礎定数化し、2026年度までの10年間で計画的に実施。	○引き続き、基礎定数化を実施。
○外部人材の配置促進 <ul style="list-style-type: none">・特別支援教育支援員の配置促進については、各自治体における配置実績等を踏まえて所要の地方財政措置を実施。・看護師等の配置促進について、平成29年度予算において実施。	○各自治体における配置実績等を踏まえ、特別支援教育支援員に係る地方財政措置を引き続き要望。 ○平成30年度においても看護師等の配置促進に係る予算を実施。

36. 障害のある子どもたちへの教育②

提言の内容

- 国は、教職課程において、発達障害を含む特別支援教育に関する科目を必修化する。また、国、地方公共団体は、学校現場での先進的な取組も参考にしつつ、発達障害の子供への対応力を向上させるための教員研修を充実。
- 平成32年度までの間に、都道府県教育委員会等に対する特別支援学校の教師の採用・配置の在り方についての指導や、免許法認定講習の開設支援、国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施等に集中的に取り組む。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○教職課程における特別支援教育に関する科目の必修化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月に教育職員免許法施行規則を改正し、教職課程において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を一単位以上取得することを義務づけた。 <p>○教員の資質の向上に関する指標の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公立の小学校等の校長及び教員として資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（平成29年3月）において特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒への対応に関する観点も持ちつつ、指標の内容を定めることとした。 	<p>○平成30年度に改正法令に基づく教職課程の再課程認定を行い、31年4月以降の大学入学生から、新教職課程の授業を履修予定。</p>
<p>○特別支援学校免許状保有率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に保有率の低い都道府県等との意見交換を実施し、免許法認定講習等の実施を支援する事業を実施。 	<p>○2020年度までにおおむね全ての特別支援学校教員が特別支援免許状を保有することを目指し、引き続き取り組みを推進。</p>

36. 障害のある子どもたちへの教育③

提言の内容

- 高等学校での通級による指導を制度化するとともに、指導内容や支援体制の充実などの環境整備に取り組む。また、通級による指導の制度化後の状況等を踏まえつつ、高等学校における特別支援学級の導入についても検討。
- 国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○高等学校における通級による指導の制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月の「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」（高等学校における得意学別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告）を踏まえ、平成28年12月に省令・告示改正を行い、平成30年度から運用開始予定。 ・独立行政法人国立特別支援教育研究所において、各都道府県等の指導的立場にある教職員等を対象とした研修を実施。 	<p>○平成30年度においては、高等学校を含めた通級による指導の担当教師等に対する研修体制の構築等の研究を実施するための事業及び独立行政法人国立特別支援研究所における研修を実施。</p> <p>○高等学校における特別支援学級の導入については、通級指導の制度化の状況を踏まえつつ、改めて検討。</p>
<p>○特別支援学校高等部や高等学校における職員の配置充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算において、外部人材（就労支援コーディネーター）の配置を実施。 	<p>○平成30年度においても、引き続き、外部人材（就労支援コーディネーター）の配置を実施するための予算事業を実施。</p>

36. 障害のある子どもたちへの教育④

提言の内容

- 国、地方公共団体は、障害のある人が学校卒業後も居住する地域において継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう、社会教育や職業訓練など学校外での利用しやすい学習・訓練等の機会を充実。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。 ・4月7日付で大臣メッセージを公表し、地方公共団体等への協力依頼の通知を発出するなど、各方面に周知、機運を醸成。 ・「平成29年度『障害者の生涯学習支援活動』に係る文部科学大臣表彰」の被表彰対象者として14名の個人と47の団体を決定。 ・平成30年2月に、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を設置し、同年3月には、第1回会議を開催し、学校卒業後の障害者の学びの推進方策について検討に着手。 ・平成30年度新規事業として、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を事業化するとともに、「スペシャルサポート大使」の協力を得た広報や啓発等に取り組んでいく。 <p>◆「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」 (平成30年度予算額：106百万円(新規))</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制、地域の生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等との連携の在り方等に関する実践研究 ②障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因に関する調査研究 ③国において、人材育成のための研修会や障害者参加型フォーラム等に取り組む。 	<p>○引き続き障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた取組を推進。</p> <p>○「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、平成30年夏頃を目途に検討事項の取りまとめを行う予定。</p>

36. 障害のある子どもたちへの教育⑤

提言の内容

- 国、地方公共団体は、各都道府県における潜在的なニーズを含め、受入れが想定される児童生徒数の的確な把握や教室不足の解消のための計画の策定・更新を促進するとともに、施設整備を含むハード面での環境整備を進める。
- 国、地方公共団体は、教育・研究機関や民間団体等と連携を図りつつ、ICT機器やデジタル教材の開発、普及、学校におけるICT環境の整備等を推進。
- 国、地方公共団体は、関係部局・機関の連携の下、発達障害も含めた障害に関する情報を保護者や地域に的確に提供し、障害に対する理解を促進するなど社会的啓発に積極的に取り組む。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○支援機器等の教材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習上の支援機器等教材の開発支援事業に加え、平成29年度より、学習上の支援機器等教材の選定や活用に必要な指標及び学習評価方法について研究する事業を新規に実施。 	<p>○平成30年度においても、引き続き、学習上の支援機器等教材活用促進事業を実施。</p>
<p>○特別支援学校における教室不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室不足の現状を引き続き把握し、都道府県等が実施する特別支援学校の新增改築及び改修などの施設整備に対する補助等の支援を実施。 	<p>○引き続き特別支援学校における教室不足解消に向けた取組を推進。</p>
<p>○障害者理解及び心のバリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領において、障害者理解や、障害のある子供と障害のない子どもとの交流及び共同学習についての学校の教育活動全体での一層の推進を図ることとしている。 ・平成29年度予算において、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）を推進するモデル事業を実施。 ・平成29年7月に「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、平成30年2月に学校における交流及び共同学習の推進方策についての提言を取りまとめ、本提言の趣旨を踏まえた積極的な取組を促す通知を都道府県教育委員会等に発出。 	<p>○引き続き、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。</p> <p>○モデル事業の成果を全国に普及するため、平成30年度中に「交流及び共同学習ガイド」を改訂。</p>

37. 不登校等の子どもたちへの支援①

提言の内容

- 不登校等の子供について各学校段階で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取り扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを構築。
- 不登校特例校の設置を促進するため、先導的な取組事例を広く周知。また、小中学校段階で既に市町村が不登校特例校を設置している事例があるが、都道府県が設置する場合にも、国からの同様の支援が受けられるよう、制度の見直しを検討。
- 教育支援センター（適応指導教室）の更なる整備やスクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の充実を進めるとともに、同センターや在宅等での学習支援にデジタル教材等を積極的に活用。
- 教育委員会・学校とフリースクール等の連携の充実を図りながら、フリースクールで学ぶ子供たちへの学習面・経済面の支援や、夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援、教育支援センター（適応指導教室）や不登校特例校との連携強化により、多様な場での学びも支援。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年12月14日公布、平成29年2月14日施行 ※第4章は公布の日から施行） ○「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定（平成29年3月31日） <ul style="list-style-type: none"> ・「児童生徒理解・教育支援シート」等を活用した組織的・計画的支援の推進 ・特例校や教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体との連携による支援、ICT等を通じた支援の推進等 ・夜間中学等の設置の促進等（設置の促進、既設の夜間中学等における教育活動の充実等） ・夜間中学等における多様な生徒の受入れ ○平成29年3月に義務教育費国庫負担法の一部を改正し、都道府県が義務教育諸学校のうち不登校特例校や夜間中学等を設置した場合の経費を国庫負担の対象とした。 ○不登校児童生徒への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」（平成28年7月） ◆フリースクール等に関する検討会議「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実」（平成29年2月13日） ◆平成29年10月に特例校担当者連絡協議会を開催し、各校における取組の成果や課題を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き継ぎ法及び基本指針の趣旨を教育委員会・学校等に周知。 ○小・中学校の不登校児童生徒数は三年連続で増加するなど課題。 ○平成30年4月現在、特例校は12校、教育支援センターは全自治体の6割の設置にとどまっており、更なる設置促進が必要。 ○フリースクール等が所在する自治体のうち約半数で連携が行われておらず、教育委員会・学校と民間団体が連携した支援の充実が必要。

37. 不登校等の子どもたちへの支援②

提言の内容

- 国、地方公共団体は、児童生徒支援のための専任教員の配置の促進、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの法的な位置付けの明確化を行うとともに、平成31年度までに、原則として、スクールカウンセラーを全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカーを全中学校校区に配置。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ◆「いじめ対策・不登校支援等推進事業」 (平成30年度予算額：155百万円) <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型支援やICT等を活用した支援 ・教育支援センターの設置 ・民間団体との連携による支援 ・学習活動への経済的支援 ◆いじめ・不登校への対応強化のための加配定数の改善 (平成30年度予算：+50人) (義務教育費国庫負担金（平成30年度予算1,522,781百万円の内数）) ◆「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」 (平成30年度予算額：6,052百万円) <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度予算において、スクールカウンセラー（SC）の配置を促進するため、予算を拡充（26,000校→26,700校）。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を促進するため、予算を拡充（5,047人→7,547人）。 ◆平成29年3月に学校教育法施行規則を改正し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務を新たに規定し、教育委員会等に周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル事業の実施や効果的な取組事例の紹介等を通じ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進。 ○いじめ・不登校への対応強化のための加配定数について、引き継ぎ必要な改善を目指す。 ○平成31年度までに、原則として、SCを全公立小中学校（27,500校）、SSWを全ての中学校区（約1万人）に配置できるよう、段階的に配置を拡充。

37. 不登校等の子どもたちへの支援③

提言の内容

- 高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる支援を行う体制の構築を促進、支援。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○夜間中学の設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月に、「夜間中学の設置・充実に向けて」【手引】を策定し、地方公共団体に周知。（4月に改訂済） ・平成29年3月に学校教育法施行規則の一部を改正し、夜間中学において学齢経過者を教育する場合、生徒の状況に合わせて教育課程を編成できるよう制度を整備。 <p>◆「中学校夜間学級の設置促進等推進事業」 (平成30年度予算額：36百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育未修了者の就学機会の充実を図るため、「新たな夜間中学の設置促進」及び「既存の夜間中学の提供拡充」のための委託事業を実施。 ・都道府県等を対象に実施した「平成29年度夜間中学等の実態調査」を平成29年11月に公表。 ・平成29年8月に、夜間中学の設置促進及び国民の理解の増進を図るため、地方公共団体向けに初めて説明会を実施。 ・平成30年1月に、夜間中学の新設準備を検討している地方公共団体向けに、初めて連絡協議会を実施。 	<p>○現在、夜間中学は8都府県25市区に31校にとどまっている。</p> <p>○全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、必要な取組を進めよう。</p> <p>○教育機会確保法、同法に基づく基本指針を踏まえた施策の総合的な推進を図る。</p>
<p>○高校中退者を継続支援する体制の構築等</p> <p>◆「学びを通じたステップアップ支援促進事業」（平成29年度より実施） (平成30年度予算額：25百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退者等を対象に、高卒資格取得に向けた学習相談・学習支援を実施。 <p>◆平成28年6月に文部科学省及び厚生労働省の局長連名通知「高等学校等、地域若者サポートステーション及びハローワーク等の関係機関間の連携強化による中途退学者等への切れ目ない支援の実施について」を発出。</p> <p>○高等学校において就職を希望する生徒に対し、ジョブサポートティーチャーを活用した就職相談や求人企業の開拓を支援。</p>	<p>○福祉部局や労働部局での認知が進んでいないことから、教育委員会との十分な連携を促す。</p> <p>○引き続き各都道府県教育委員会等に対し、就職支援を行う人材の配置を促す。</p>

38. 学力差に応じたきめ細かい教育

提言の内容

- 国、地方公共団体、学校は、よりきめ細かい習熟度別少人数指導や補充学習を推進。国は、そのような指導を可能とする教師の体制が確保されるような環境整備に努める。
- 国、地方公共団体、学校は、教師の授業力を支えるデジタル教材の活用を進めるとともに、習熟度別指導や補充学習、生徒の自学自習等における個別学習でもデジタル教材を積極的に活用。
- 国は、関係団体等とも連携しつつ、このようなデジタル教材や指導方法の開発・普及を促進。ICTを活用した教育活動について教師など教育関係者の理解促進に努めるとともに、学校が備えるべきICT教育環境の標準を策定。
- 国、地方公共団体、学校は、地域の人材等の協力も得て、放課後や土曜日、長期休業期間等を活用した補充・発展学習の機会を充実させるとともに、これらの活動の基盤となる地域学校協働本部の全国的な整備を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○少人数指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における専科指導の充実のための教員定数の加配措置 (平成30年度予算：+1,000人) ・貧困等に起因する学力課題解消のための教員定数の加配措置 (平成30年度予算：+50人) (義務教育費国庫負担金（平成30年度予算1,522,781百万円）の内数) ・補習等のための指導員等派遣事業 (平成30年度予算額：4,776百万円) 	<p>○小学校における専科指導の充実のための教員定数及び貧困等に起因する学力課題解消のための教員定数の加配措置について、引き続き必要な改善を目指す。</p> <p>○多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援するため、引き続き必要な改善を目指す。</p>
<p>○ICTの活用等による個々の子供の課題に対応した学習の推進 (※7次提言項目31参照)</p> <p>○放課後等や地域における学習の場の充実（※10次提言項目42参照）</p>	

39. 特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育

提言の内容

- 理数分野等で突出した意欲や能力のある小中学生を対象に、大学・民間団体等が体系的な教育プログラムにより指導を行い、その能力を大きく伸ばすための新たな取組を全国各地で実施。
- 国、地方公共団体、学校は、特に小学校高学年での教科担任制の取組を一層推進。
- 国、地方公共団体、大学、高等学校等は、スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクールや、グローバルサイエンスキャンパスなどの取組の成果を検証しつつ、効果の上がっている取組を推進するとともに、優良事例の普及を図る。
- 各分野の最前線で活躍する人々による講話や指導、同世代の子供たち同士での議論、我が国の歴史・文化等についての学習、自然体験、ボランティア活動、留学等の機会を充実する取組の普及、支援に努めるとともに、官民が協力した海外留学支援制度等を推進し、早い段階から海外への留学経験を積むことができるようとする。
- 国、大学は、大学等の入学者選抜においても、生徒の得意分野への取組状況や成果が評価される機会が開かれていることの重要性に留意して、大学入学者選抜改革の取組を進める。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○「ジュニアドクター育成塾」（平成29年度より実施） (平成30年度予算額：210百万円 ※運営費交付金中の内数)<ul style="list-style-type: none">・理数分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、大学等が特別な教育プログラムを提供する。○「文化芸術による子供の育成事業」（※3次提言項目8参照）○「グローバルサイエンスキャンパス」（※7次提言項目33参照）○専科指導充実のための教職員定数の改善○「スーパーサイエンスハイスクール支援事業」（※7次提言項目33参照）○「スーパーグローバルハイスクール」（※3次提言項目7参照）○「大学教育再生プログラム（AP）」（※3次提言項目10参照）○「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」（※3次提言項目6参照）○「大学入学共通テスト」（※4次提言項目14参照）	<ul style="list-style-type: none">○全国の10機関で実施する取組を引き続き支援。

40. 日本語能力が十分でない子供たちへの支援

提言の内容

- 小中学校段階で可能となっている日本語能力が十分でない子供を対象とした特別な教育課程の編成・実施について活用を促進。
- 国、地方公共団体は、子供の日本語能力に応じた特別な指導を担う教師に係る定数の計画的・安定的な充実や、養成・研修を通じた専門性の向上に取り組む。
- 国、地方公共団体は、不就学の状態となっている外国人の子供の保護者に対し、就学への働きかけや教育機関、生活支援等に関する情報提供等を行い、教育の機会の確保に取り組む。
- 地域の国際交流協会、NPO、大学等と連携した初期指導教室や日本語支援センターの設置などの取組を促進。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○「帰国・外国人児童生徒等教育の推進」事業 (平成30年度予算額:229百万円)<ul style="list-style-type: none">・帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制を構築するため、帰国・外国人児童生徒等の公立学校への受入促進、特別の教育課程の編成・実施を含めた日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、指導・支援体制の整備等に係る自治体の取組を支援している。・外国人児童生徒等教育を担う教員・支援員の専門的能力の育成のため、教員・支援員に求められる資質・能力及び教育内容に関する専門家による検討を踏まえた、教員養成学部等の課程や現職教員研修等を通じた体系的なモデルプログラムを開発している。・生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人の子供の就学を促進するため、自治体が行う学校外における日本語指導や教科指導等の取組を支援している。	<ul style="list-style-type: none">○今後、就学前の幼児及び保護者への支援の充実、企業や大学等と連携したキャリア教育の充実、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援等に係る自治体の取組を重点的に支援する予定。また、教員養成学部等の課程や現職教員研修を通じた体系的なモデルプログラムの試行及び成果の検証も実施。○引き続き、就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する。
<ul style="list-style-type: none">○外国人児童生徒等への日本語指導担当教員の配置の充実<ul style="list-style-type: none">・義務標準法を改正し、特別の教育課程により日本語指導を受ける児童生徒数に応じて教員の定数が確実に算定されるよう、基礎定数化し、2026年度までの10年間で計画的に実施。	

第十次提言

「自己肯定感を高め、自らの手で未来を 切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、 学校、家庭、地域の教育力の向上」

(平成29年6月1日)
を受けた取組

4.1. 家庭の教育力の向上①

提言の内容

- 国、地方公共団体は、家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの組織化の促進を図り、訪問型家庭教育支援をより一層充実。
- 国、地方公共団体は、家庭教育支援員の育成のための研修の機会を充実。
- 文部科学省と厚生労働省等が定期的に情報共有や教育・福祉・保健等の現場の関係者と意見交換し、連携して施策を策定するための検討の場を設ける。
- 財源を確保しつつ段階的に行ってきている幼児教育の無償化の取組を可及的速やかに推進するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇の改善等を通じて、幼児教育・保育・子育て支援の更なる「質の向上」を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携<ul style="list-style-type: none">◆「教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（訪問型家庭教育支援等）」 【地域資源を活用した教育格差解消プラン内】 (平成30年度予算額：20百万円)<ul style="list-style-type: none">・学校や地域の関係機関等と連携した家庭教育支援チーム等による訪問型支援等の寄り添う支援を行う家庭教育支援体制の構築を図っている。◆「家庭教育支援推進事業」 (平成30年度予算額：13百万円)<ul style="list-style-type: none">・家庭教育支援員の資質向上や好事例の普及啓発を目的とした研究協議会を実施している。	<ul style="list-style-type: none">○訪問型支援を推進するとともに、全ての保護者に対する相談窓口のワンストップ化等、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援体制を整備していく。○教育と福祉の連携を含めた家庭教育支援の在り方について、有識者による検討委員会において、実地調査等も含めて具体的な方策を検討していく。
<ul style="list-style-type: none">○教育・福祉の連携・協力の実質化<ul style="list-style-type: none">・文部科学省と厚生労働省の関係局課が連携・協力した取組を進めていくための「教育・福祉の連携・協力推進会議」を開催し、具体的なテーマごとの取組方針について協議会の下に置かれたWGにて検討を進めている。	<ul style="list-style-type: none">○WGでの検討結果を踏まえ適宜施策に反映していく。
<ul style="list-style-type: none">○幼児教育の段階的無償化と質の向上<ul style="list-style-type: none">・幼児教育の無償化（※8次提言項目35参照）・子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育の質の向上（※8次提言項目35参照）	

4 1. 家庭の教育力の向上②

提言の内容

- 国、地方公共団体、学校、産業界等は、地域ごとに学校休業日の分散化の推進や設定した休業日における多様な活動機会の充実を図るとともに、特に経済関係の行政機関や産業界の団体は、学校休業日に合わせた保護者の有給休暇の取得を強力に促進。
- 国、地方公共団体は、地域住民、民間事業者、NPO 等との連携の下、家庭環境にかかわらず、放課後や土曜日、長期休業期間等において、子供たちが安心して過ごすことのできる居場所づくりなどの取組を支援。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○学校休業日の分散化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官房長官を議長とする「キッズウィーク」総合推進会議を開催（平成29年7月）。 ・全国の都道府県・市町村の総務部局及び各都道府県の教育・労働・商工部局等に対して、「キッズウィーク」に関する取組について事務連絡を発出するなどして周知を実施。あわせて、全国知事会、全国市長会、全国町村会、教育委員会・PTA関係団体に対して働きかけを実施。 ・学校教育法施行令の一部改正（平成29年9月13日公布・施行）等により、学校休業日の分散化、多様な活動機会の確保等を促進。 ・労働時間等設定改善指針の一部を改正し（平成29年9月27日公布・10月1日施行）、地域の実情に応じ、労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせて年次有給休暇を取得できるよう事業主が配慮する旨を規定。 ・年次有給休暇取得促進期間（平成29年10月）等において、「キッズウィーク」について周知。公務員についても、「キッズウィーク」に合わせた年次休暇の取得を促進するため、各府省等、各地方公共団体に対し、周知啓発を実施。 ・有給休暇取得促進に向けた環境整備や学校休業日の方向性、地域の振興策等について協議する「地域における休み方協議会」の設置を促進。 ・各地方において先行的に行っている休暇分散化の取組状況や課題、好事例について、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議WGの調査を取りまとめ、各戦略会議WGに共有。 ・各地方公共団体・学校における学校休業日の設定状況を取りまとめ、公表。 ・「キッズウィーク」関連予算（学校休業日の分散化関係、保護者など大人が合わせて休める休暇取得改革関係、多様な活動機会の確保関係） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じた取組が進むよう地域の取組を支援。 ○全国の都道府県・市町村の総務部局及び各都道府県の教育・労働・商工部局等に対して、「キッズウィーク」に関する取組について周知を引き続き実施。 ○先行的に「キッズウィーク」に取り組んでいる地域を調査対象とした委託調査事業の推進。 ○「キッズウィーク」が実施される市町村を含む都道府県レベル（近隣の都道府県を含む）での年次有給休暇取得に関する周知啓発の実施。 ○休業日における多様な学習・体験活動の機会の確保の促進。 ○人数に関わらず利用できる適切な料金の宿泊商品造成の促進。 ○公立学校施設整備については、引き続き空調設置を含め、教育環境の整備を推進。
○放課後等の居場所づくりの推進（※10次提言項目42参照）	

4 2. 地域の教育力の向上①

提言の内容

- コミュニティ・スクールの導入をより一層促進するとともに、地域学校協働活動との一体的な取組を推進。
- 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や研修を促進するとともに、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動を全国的に推進。
- 国、地方公共団体は、NPOや地域の団体・機関、学習塾などの民間機関等と連携・協力しながら、子供たちの学習活動等の支援の充実を推進する。
- 国、地方公共団体は、民間企業・NPO 等との連携の下、高校生らがビジネスの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組等を促進、支援する。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○地域学校協働活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成29年3月に改正した社会教育法を踏まえ、地域と学校が連携・協働して子供を育む地域学校協働活動を推進するとともに、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置を促進。また、「地域学校協働活動推進事業」として必要な予算を計上。（平成30年度予算額：約64億円） ◆子供たちの学習活動等の支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の協力を得て中高生等を対象に実施する原則無料の学習支援である「地域未来塾」の充実 ・地域住民等が放課後等における学習・体験プログラムの提供を行う「放課後子供教室」の充実 ◆コミュニティ・スクールの導入促進（※ 6 次提言項目27参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ○2022年度までにすべての小中学校区において地域学校協働活動を推進。 ○地域未来塾を平成31年度末までに5,000 中学校区（全公立中学校の半数）において実施するとともに、高校生への支援を全国展開。 ○「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室を平成31年度末までに全小学校区（約2万力所）で実施するとともに、平成30年度に前倒ししての実施を検討。
○高校生らがビジネスの手法等を学び、地域課題を解決する取組等の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・高校生らが地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する「地域ビジネス創出事業(SBP:Social Business Project)」に取り組む団体の交流と研鑽の場である「第2回全国高校生SBP交流フェア」を昨年度文部科学省は共催により実施。 ・SBPの取組の成果や人材育成に関する効果を検証し、分類化するとともに、今後必要となる推進体制と政策的支援の在り方について考察した調査研究を平成29年度に実施し、HP上で紹介。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3回全国高校生SBP交流フェア」を関係団体との共催により引き続き実施するなどSBPの取組について、地方公共団体等の地域の関係者に周知、普及する取組を行う。

4.2. 地域の教育力の向上②

提言の内容

- 国は、学校に通う子供やその保護者のみならず、地域住民らが教師の担っている重要な職責に対して理解を深めるきっかけとなるよう、新たに「教師の日」を設けるとともに、地方公共団体等と連携・協力しながら、各種のイベントを行う。
- 国、地方公共団体は、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーションなどの関係機関やNPOなどの民間機関が連携して、高校中退者を含む中卒者の高卒資格取得や就学のための学習相談・学習支援等、就労・自立に向けた切れ目ない支援を地域全体で行う体制の構築を促進、支援する。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○「教師の日」の創設設置 ◆「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」 (平成30年度予算額：79百万円の内数) ・「教師の日」等の機を捉え、地域住民等と協力しつつ教職に対する理解を促進し、教職の魅力向上を図る取組に先鞭をつける事業を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の成果を踏まえ、「教師の日」の制定に向けた検討を行う予定。
○「学びを通じたステップアップ支援促進事業」（※9次提言項目37参照）	

4.3. 学校の教育力の向上のための教師の働き方改革①

提言の内容

- 教師、とりわけ中学校の教師の多忙化の主な要因と言われる部活動について、持続可能な運営体制の整備が可能となるよう、改革を進める。具体的には、制度化された部活動指導員について、地域人材や民間事業者等の活用を含め配置促進を図る。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○中央教育審議会にて取りまとめられた学校における働き方改革に関する総合的な方策についての中間まとめを踏まえ、緊急対策を策定 ・平成29年12月、中央教育審議会において、学校における働き方改革に関する総合的な方策についての中間まとめがとりまとめられた。それを受け、文部科学省において、学校や教師の業務の役割分担や適正化を着実に実行するための方策などを盛り込んだ緊急対策を取りまとめ、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底とあわせて、平成30年2月に各教育委員会等へ周知。 ・学校における働き方改革を推進するために必要な経費を平成30年度政府予算に計上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急対策を踏まえた学校における働き方改革に関する取組を引き続き実施。 ○中教審「学校における働き方改革特別部会」において、学校の組織運営体制の在り方等について、引き続き審議が進められる予定。
○「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定（平成30年3月）	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドラインに基づく全国の運動部活動の取組状況について定期的にフォローアップ調査を実施する予定。
○「部活動指導員の配置促進事業」 (平成30年度予算額：504百万円（新規）)	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動指導員の配置促進のための補助事業については、引き続き必要な施策を実施していく予定。
○「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度末を目指して「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」を取りまとめる予定。

4.3. 学校の教育力の向上のための教師の働き方改革②

提言の内容

- 国、地方公共団体は、学校事務職員の職務内容の明確化や学校ごとに異なる事務手続の標準化等を通じ、特定の管理職に多量の学校事務が集中する状況を改善。
- 制度化された「共同学校事務室」などの事務の共同実施の推進を図るほか、学校における事務職員の配置充実や研修等を通じた質の向上を図ることについて検討を進める。
- 統合型校務支援システムの導入による校務のICT化（校務シェアボードの導入やペーパーレス化等）を推進。
- 事務の効率化のためのノウハウを学校に導入するべく、業務改善アドバイザーの派遣の一層の促進を図る。
- 国、地方公共団体は、教師の研修について、新たに創設される各都道府県の協議会において、内容の重複する研修の廃止等を含め、体系的、系統的な研修計画が構築できるよう、取組を推進。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ○「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るために公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」 (平成29年4月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法等に定める事務職員の職務規定を「事務をつかさどる」と改めるとともに、地教行法に共同学校事務室の設置について規定。併せて、義務標準法の一部を改正し、事務職員定数の加配要件に共同学校事務室が置かれている場合を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中教審の議論を踏まえ、今後の取組みを検討。 ○法改正の趣旨について、教育委員会へ引き続き周知等を図っていく予定。
<ul style="list-style-type: none"> ○「学校現場における業務改善加速事業」(平成29年度より実施) (平成30年度予算額：127百万円) <ul style="list-style-type: none"> • 学校現場の業務の適正化を推進するため、統合型校務支援システムの導入促進や、各教育委員会等への業務改善アドバイザーの派遣を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、学校現場における業務改善に係る取組について、その成果と課題を把握しながら取組を更に進めるため、必要な支援を行う予定。
<p>○校務の情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「校務におけるICT活用促進事業」（※7次提言項目31参照） 	
<ul style="list-style-type: none"> ○教育公務員特例法に定める教員研修計画に掲げる事項について、「研修の効率的な実施に当たって配慮すべき事項」を省令において規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○（独）独立行政法人教職員支援機構と協力し、各自治体において策定される教員研修計画に関する調査や各自治体への情報提供等を行っていく予定。

4.3. 学校の教育力の向上のための教師の働き方改革③

提言の内容

- 国、地方公共団体は、小学校高学年を中心に、外国語等の教科で専科指導の導入を推進するとともに、専門的な知識やスキルを持つ外部人材の活用が一層進むよう方策を検討。
- 国、地方公共団体は、平成31年度までに、原則として、スクールカウンセラーを全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○小学校専科指導に必要な教員の充実 (平成30年度予算：+1,000人) (義務教育費国庫負担金（平成30年度予算1,522,781百万円）の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成30年度予算においては、新学習指導要領における小学校外国語教育の授業時数増に対応し、質の高い英語教育を行うことのできる専科指導教員の確保のため、小学校専科指導に必要な教員の加配定数を計上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校における専科指導の充実のための教員の加配定数について、引き続き必要な改善を目指していく予定。
<p>○外国語指導助手（ALT）や英語が堪能な地域人材の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • JETプログラムによるALTの活用支援や、外部人材を非常勤講師等として活用する取組への支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○JETプログラム参加者に係る経費の地方交付税措置やALTの活用事例について、今後も引き続き周知をし、活用を促進していく予定。
<p>○スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置 (※第9次提言項目37参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○SSWの人材確保等について、厚労省との合同の協議会において検討。

4.4. 子供たちの自己肯定感を高めていくための取組①

提言の内容

- 国及び地方公共団体は、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等を通じ、幼児教育の充実に向けた推進体制を構築。
- 特別活動等において、学級や学校の中で役割を分担し、協力して取り組む機会を充実するとともに、異年齢交流を通して、年少者の世話をしたり、リーダーシップを發揮したりする機会を充実させる。このため、国、地方公共団体は、こうした活動を重視した新学習指導要領の趣旨を周知し、各学校における取組を一層推進。
- 国、地方公共団体は、NPOや民間機関等との連携による多世代交流や異年齢交流の機会の充実に向けた取組を推進。
- 国、地方公共団体は、「早寝早起き朝ごはん」など、全ての子供の生活習慣改善に向けた取組をはじめとした地域における総合的な家庭教育支援の充実に向けた取組を進める。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○幼児教育の充実 (平成30年度予算額：144百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の推進体制構築事業（平成28～30年度）において、都道府県・市町村における「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等を実施。 	<p>○平成30年度までモデル事業を実施しつつ、好事例を収集・分析した上で、成果を全国へ普及していく予定。</p>
<p>○多世代交流や異年齢交流等の推進</p> <p>◆新学習指導要領の周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年7月に文部科学省主催の新教育課程説明会を実施したほか、都道府県・指定都市教育委員会等が実施する説明会に、求めに応じて文部科学省から講師を派遣。 加えて、関係会議や文部科学省HP等を通じて新学習指導要領の趣旨の周知・徹底のための情報発信を行っている。 ・新学習指導要領の冊子を全国の幼稚園・小学校・中学校等の全教員に配布。 ・（独）教職員支援機構によるオンライン研修教材として、文部科学省教科調査官等による新学習指導要領の解説動画を随時公開。 <p>◆地域学校協働活動（※10次提言項目42参照）</p>	<p>○平成30年7月に、同年3月に公示した高等学校学習指導要領に関する新教育課程説明会（文部科学省主催）を実施予定。</p> <p>○新学習指導要領等の趣旨をわかりやすくまとめたパンフレットや一般向け動画を作成し、保護者等に趣旨の周知を図る。</p>
○家庭教育支援の充実（※10次提言項目41参照）	

4.4. 子供たちの自己肯定感を高めていくための取組②

提言の内容

- 国、地方公共団体は、農山漁村にある豊かな自然や青少年教育施設などの地域資源を活用しつつ、NPOや民間機関等と連携しながら、体験活動を積極的に推進。
- ネットいじめの相談をいつでも受け付けられるような仕組みや、いじめへの対処方法等について学べるような仕組みづくりを進める。
- スマートフォンの利用に関する危険性や留意点等について、ICTの活用やリーフレットの配布、各地域のPTA等と連携したシンポジウムの開催等を通じ、保護者及び子供へのネットリテラシー教育の充実を進める。

取組状況	課題・今後の予定
<p>○様々な体験活動の充実 (平成30年度予算額：37百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の体験活動の推進を図るため、家庭や企業などへ体験活動の理解を求める普及啓発や調査研究に取り組むとともに、自己肯定感の向上に有効な体験活動について効果的な事業を検証する。 	<p>○平成30年度からは、地方公共団体等と連携し、青少年の自己肯定感の向上に効果的な事業を実施・検証する。</p>
<p>○官民協働によるICTの活用を通じたネットいじめへの対応 (平成29年度補正予算額：200百万円、平成30年度予算額：50百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、有識者会議を開催し、平成30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。また、平成29年度補正予算及び平成30年度予算において、地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援する事業を実施。 	<p>○SNSを活用した相談体制の有効性や課題を把握しながら、相談体制の実現に向けた検討を行う。</p>
<p>○保護者及び子供へのネットリテラシー教育の充実について</p> <p>◆「情報モラル教育推進事業」 (平成30年度予算額：20百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における情報モラル教育の充実を図るため、啓発資料の作成・配布等を実施。 <p>◆学習指導要領の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に情報モラルを育む旨を明記。 	<p>○新学習指導要領の下での情報モラル教育の一層の充実を図る。</p>

4.4. 子供たちの自己肯定感を高めていくための取組③

提言の内容

- 国、地方公共団体は、様々な課題を抱える子供たちを含めた全ての子供たちが、安全・安心に学ぶことができる居場所づくりを推進し、地域において支援を必要とする子供たちにその機会が行き届くよう、検討を行う。
- 新学習指導要領の円滑な実施に向け、学習指導体制の充実を行うとともに、業務改善の推進を着実に図る。また、全国の実践事例の収集・共有化等を行い、各学校の取組を支援。

取組状況	課題・今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○様々な課題を抱える子供たちを含む全ての子供たちの居場所づくり ◆「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」 (平成30年度予算額：86百万円)<ul style="list-style-type: none">・図書館資源を活用した読書格差の解消に向けた活動を推進するため、読書機会を充実させるとともに、高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に地域の学習施設等を利用し、高等学校卒業程度の学力の習得を目指して学習相談及び学習支援を実施。◆地域学校協働活動（※10次提言項目42参照）	<ul style="list-style-type: none">○教育格差解消に向けた取組を推進することが喫緊の課題となっているため、多様で特色ある取組モデルを構築するとともに、地域初の教育格差解消の取組を全国に普及する。
<ul style="list-style-type: none">○新学習指導要領の実施に向けた条件整備<ul style="list-style-type: none">・学習指導体制の充実、業務改善の推進（※10次提言項目43参照）・（独）教職員支援機構の「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」などにおいて、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に関する授業実践事例や研修プログラムモデルを公表。	<ul style="list-style-type: none">○（独）教職員支援機構においては、次世代教育推進セミナーの開催などを通し、引き続き、実践事例等の成果の普及を図る。

教育再生実行会議の審議の経過

○平成 29 年 12 月 13 日

第 41 回教育再生実行会議

- ・これまでの提言に関する主な論点についての討議

○平成 30 年 2 月 7 日

視察・意見交換、有識者勉強会

- ・三鷹市立第三小学校視察・意見交換
- ・三鷹市教育委員会意見交換
- ・有識者勉強会

○平成 30 年 3 月 15 日

視察・意見交換

- ・板橋区立赤塚第二中学校視察・意見交換

○平成 30 年 3 月 22 日

視察・意見交換

- ・東京工業大学視察・意見交換

○平成 30 年 4 月 11 日

視察・意見交換

- ・上智大学視察・意見交換

○平成 30 年 4 月 26 日

有識者勉強会

- ・「これまでの提言の実施状況について（報告）」（素案）についての討議

○平成 30 年 5 月 31 日

第 42 回教育再生実行会議

- ・「これまでの提言の実施状況について（報告）」とりまとめ

教育再生実行会議の開催について

平成25年1月15日
閣議決定

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議 構成員

安倍 晋三 内閣総理大臣
菅 義偉 内閣官房長官
林 芳正 文部科学大臣兼教育再生担当大臣

(有識者)

◎鎌田 薫 早稲田大学総長
○佃 和夫 三菱重工業株式会社相談役
漆 紫穂子 品川女子学院理事長
大竹 美喜 アフラック創業者
尾崎 正直 高知県知事
加戸 守行 前愛媛県知事
蒲島 郁夫 熊本県知事
川合 真紀 自然科学研究機構 分子科学研究所長
倉田 哲郎 箕面市長
河野 達信 防府市立華城小学校教頭、元全日本教職員連盟委員長
佐々木喜一 成基コミュニティグループ代表兼 CEO
三幣 貞夫 南房総市教育長
鈴木 高弘 専修大学附属高等学校理事・前校長、NPO 法人老楽塾理事長
武田 美保 スポーツ／教育コメントーター
向井 千秋 東京理科大学特任副学長、日本学術会議副会長
八木 秀次 麗澤大学教授
山内 昌之 東京大学名誉教授、武蔵野大学特任教授
山口 香 筑波大学体育系教授、東京都教育委員会委員、元女子柔道日本代表

◎座長
○副座長

(オブザーバー)

馳 浩 衆議院議員
富田 茂之 衆議院議員

※敬称略